

令和6年第6回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和6年12月10日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年12月11日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
総務課長 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
まちづくり推進課長 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
生活環境室長 山口 成人	病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長 中西扶美代
上下水道課長補佐 中村 修穂	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程

第1. 会議録署名議員の指名

- 7番 井上 容子 議員
8番 山路 善己 議員

第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	渡邊 昌行 P2-P12	(1) 玉城町デジタル化の取り組み状況について
2	井上 容子 P12-P25	(1) 社会教育の積極的な取り組みについて (2) 共生型サービスについて
3	山口 欣也 P26-P36	(1) 水害対策について (2) 鳥獣害問題について (3) 農地について
4	南 雅彦	(1) 玉城町における老朽化した公共施設のあり方について

	P37-P45	(2) 田丸駅周辺の活性化について (3) 高齢者運転技術講習について
5	北 守 P46-P61	(1) 道路の通行障害となる樹木の伐採について (2) 人勧に伴う職員等の処遇改善について
6	中西 友子 P61-P68	(1) 物価高騰に対する対策について
7	坂本 稔記 P68-P80	(1) 郷土学習について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長(小林 豊) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和6年第6回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の定例会に、10番、中西友子議員から、会議規則第2条の規定に基づき、遅刻の届出が提出されておりますのでご報告します。

本日の議事日程に入る前に、執行部から、議案上程の補足説明に伴う訂正があります。

産業振興課 里中課長、お願いします。

○産業振興課長(里中 和樹) 昨日の議案第78号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明の中で、130%増の伸びと申し上げましたが、正しくは、30%増の伸びの間違いでした。訂正しておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(小林 豊) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小林 豊) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

7番 井上 容子 議員 8番 山路 善己 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

○議長(小林 豊) 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

[5番 渡邊 昌行 議員登壇]

《5番 渡邊 昌行 議員》

○議長（小林 豊） 初めに、5番 渡邊昌行議員の質問を許します。

5番 渡邊昌行議員。

○5番（渡邊 昌行） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1点のみです。

玉城町デジタル化の取り組み状況について。

令和3年6月にも、私は、玉城町のデジタル化について、デジタル化対応の体制についてや、ペーパーレス化やテレビ会議システム導入についてなどの質問をさせていただきましたが、今回は、そのデジタル化の関連の進捗状況について質問させていただきます。

まず、先日配られてきました広報たまき12月号の表紙の写真にも、役場窓口デジタル化！始動！と載っていたり、ケーブルテレビたまきチャンネルの最近のニュースでも紹介されていましたが、この書かない窓口について、役場窓口のデジタル化が始まりますと出ています。

この11月1日より導入されました書かない窓口についてですが、国のデジタル庁の進める事業に倣って導入することになったと聞いていますが、まず最初の質問は、このシステムを導入することになったきっかけや経緯について、町長はどういう思いで導入決定されたのか教えてください。

○議長（小林 豊） 渡邊昌行議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 渡邊議員から、どういう思いで導入したのかというふうなご質問でございますけれども、具体的にはご質問の要旨にありますように、11月から導入の申請関連について各項目ごとに質問をしていただくと、こういうことになっておりますけれども、まずは、行政サービスをより向上していくために、デジタル化を進めて、より事務の効率化を図っていかなければいかんと、こういう考え方は当然の時代になってきておりますし、その取組を町としても積極的に進めておるのが現状でございます。

これまでの少し経過を申し上げますと、公金クレジット収納やオンデマンドバスの運行、あるいは、保育業務のデジタル化、デジタル通貨たまネーの導入などで、他の市町に先駆けて行政サービスのデジタル化を推進してきておるわけでございます。

コロナを契機にいたしまして、世界的なデジタル化の流れが急速に進んできておるわけでありまして、令和3年9月、政府にデジタル庁が設置され、デジタル社会の実現に向け、積極的な推進がなされているところでございます。

そうした中で、自治体のフロントヤード改革、いわゆる窓口のデジタル化の方針が示されまして、自治体DX推進計画が策定をされました。自治体情報のシステムの標準化、共通化や、行政手続のオンライン化が積極的に進められているわけでございます。この

12月には、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組みがスタートしたところでございます。

こうした動きの中で、玉城町では令和3年3月に、たまきデジタル戦略推進計画を策定をいたしまして、取組を進めているところでございます。推進に当たりましては、副町長をトップに、全課で構成するOA委員会で、デジタル化にまつわる諸課題について検討をしております。

先般導入いたしました書かない窓口、手続きガイド、キャッシュレス決済は、住民の皆さん方や職員の利便性や効率化を図るため導入したものでございます。

引き続き、国のデジタル田園都市国家構想交付金等の有利な財源を確保しながら推進をしていきたいと、こんなふうを考えています。

以上です。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 行政サービスの向上ということで、このシステムを導入されたということですが、このシステム、役場1階窓口には、マイナンバーカードの券面に記載された氏名、住所、生年月日、性別を申請書に自動転記する申請書記入サポートシステムを導入しましたと。

導入当初は、玉城町の広報たまきの写真にあるように、役場玄関の入ってすぐ右側に置いてありましたが、今月になってから、窓口のカウンターに移動されたようです。

このシステムを利用することで、時間短縮や記入ミス防止ができます。窓口での手続きにかかる時間が短縮できますので、ぜひご利用くださいと記載されています。

私もちょうど12月生まれなので、マイナンバーカード、5年目の更新案内状が届いていましたので、早速11月早々に利用させていただくことができました。これまでの手書きの申請書を書くことなく、マイナンバーカードをシステムに入れて、項目を選ぶだけで、申請書が印刷されて、出てきたものを窓口へ持っていくだけで、手続きに進むことができ、大変便利だと思いました。

ただし、振り仮名を書く必要がありましたが、あれは自筆の署名に代わるものなのでしょうか。別に振り仮名もシステムに登録されていれば、書く必要がないと思いますが、どうしてなのかお尋ねします。

○議長（小林 豊） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 議員がご質問の振り仮名なんですけれども、今現在、戸籍のほうも、振り仮名のいろいろな確認作業をこれからしていくところなんです、もう。

そういったことで、振り仮名自体が確定というか、様々な振り仮名もございまして、戸籍がきちんと確定されれば、それを基に出すことも可能なんではないかなとは思っておるんですけれども、今現在は、ちょっとそういったことで、振り仮名はお振りいただくというような状況にはなっております。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 了解しました。

大変便利に利用できるものだと思いますが、これを利用するには必ずマイナンバーカードを持参する必要があります。このマイナンバーカードを忘れてきた場合や、そもそもマイナンバーカードを持っていない町民は利用できないと思いますが、その場合はどうするのか教えてください。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） ご指摘のマイナンバーカードをお忘れになった、またはお持ちでない方の対応ということでございますけれども、こちらの方については、今は書かない窓口というのはご利用いただくことができないという状況になっております。

これまでどおりの窓口にお越しをいただいて、職員の案内でもってご記入をいただいて申請書を発行する、または必要なお手続をするというような運びとなっております。特段、これまでと変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） マイナンバーカードを持ってきていない人には、今までどおりということで了解しました。

ここで確認のためにお聞きしますが、今現在、マイナンバーカードを持っている方は、町民対象者の何%になっているか、また、まだ持っていない方への対応はどのようにしていくのか、お伺いします。

○議長（小林 豊） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 11月末現在の普及率になりますけれども、町内で85.6%になっております。

また、県内で示しますと、大体13位の位置で、国の全体の普及率なんですけれども、国自体は、76.3%の普及率になっております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 今、85.6%と言われましたけれども、今後、100%にする予定があるのか、ないのか。その辺はどうですか。

○議長（小林 豊） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） これまでの取組なんですけれども、マイナンバーカードの発行の申請に対して、出歩けない方については、おうちまでこちらからお伺いさせていただいて、様々な手続のお手伝いをさせていただいてきたんですけれども、今後も引き続き、そういった取組はさせていただこうと思っていますし、また、12月から、町長のほうもおっしゃったように、保険証になったり、また今後も、免許証と一緒にひもづけられたりしてどんどん利用が普及するにつれて、もう少し普及率のほうも上がるのか

なというふうなことは思っておるんですけども、そういった町のほうも、細かな取組をして普及率を上げていこうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 今後に対応していくということで。

このマイナンバーカードを持っていないと、この便利なシステムを利用できないので、残念に思います。

次に、この記入サポートシステムで対応している申請書は、各証明書、交付閲覧申請書や印鑑登録申請書や転居・転入届など、8種類であると表示されていますが、今後はこの種類が増える可能性はありますか、伺います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今回8種類ということで、渡邊議員仰せのとおり、こちらの申請書を書かない窓口の対象とさせていただきます。

この選定に当たっては、OA委員会でも協議をいたしまして、申請件数の多いものを中心に8種類選ばせていただいたところでございます。一番多いのが、諸証明の交付というのが一番多いということで、それがまず一つ。それに伴って、年間の利用枚数の多いのを、選定をさせていただきました。

今後については、増やすことは可能でございます。

今回、NECさんのシステムを利用いたしておりまして、職員側で申請書を変えるといいですか、追加をするという機能がついておりますので、そちらで対応は可能でございますが、申請書がたくさんになってまいりますと、探す行為が非常に手間というふうなこともあって、そういった利便性の観点から、ある程度は抽出しないと、逆に不便になってしまっはいけないかなと思っておりますので、ちょっと利用状況見ながら、その増減をさせていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 追加や減らすことが可能だということ、了解しました。

次に、同じく広報たまきやホームページに掲載されて、運用を開始した手続きガイドについてお尋ねします。

この手続きガイドは、必要な手続をスマホで確認とされていて、これを利用すると、様々な行政手続の中から、転入、転出、結婚、出生、死亡などのライフイベントごとに、必要な手続や持ち物、窓口の場所を簡単に確認することができますとあります。

私も数年前に姉を亡くしたときに、おいのお供で、隣の役所でしたが、死亡診断書を持って役所に行きました。最初にどこへ行ったらいいか分からずに、まず、案内窓口に行って尋ね、教えてもらってから、1番の戸籍住民課の窓口で、死亡届の申請から始まって、福祉の窓口や健康保険の窓口、介護保険の窓口と、あちこち別棟まで回ったこ

とがあり、結構そのときは嫌な思いをしたことがありました。

あのときに、今回運用を開始された手続きガイドがあれば、事前にどこの窓口は何を持っていったらいいのかを知ることができて、嫌な思いをすることがなかったのと思いました。

ここで質問ですが、この手続きガイドは、玉城町以外でも全国の同様のガイドを導入している自治体にも連携しているようです。暮らしのガイド自体、公式ページで全国にアクセスできるようです。

三重県内でも、伊勢市をはじめ、桑名市や伊賀市、菰野町、朝日町でも同様のガイドができるようですが、自治体によっては、スマート申請とうたっている自治体や、暮らしのガイドとうたっている自治体があります。また、ネット申請とうたっているところもありますが、この違いは何でしょうか。分かりましたら教えてください、伺います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今回私ども、手続きガイドというものを導入させていただいて、これが書かない窓口のもう一つの大きな目玉となっておりますけれども、私ども今回、株式会社グラファーさんというところのシステム、サービスを利用させていただいております。

全国で今200強の自治体をご利用いただいております、先ほど渡邊議員もおっしゃいました県内では6つの自治体をご利用いただいているというふうに認識をしております。

その呼び方の違いということでございますけれども、これはそれぞれの自治体でご事情があつて、お考えをいただいておりますサービスがありまして、例えば私ども玉城町ですと手続きガイドということで、どこにいても365日24時間、その手続に関する情報が得られるというサービスを選択しております。

例えば、伊勢市さん、朝日町さんなどは、スマート申請という呼び方をしておりまして、こちらについては、スマホのほうで手続を登録してQRコードを発行して、逆にスマホを役場に持ってきて、役場でスマホを読んで処理をするというようなものでありまして、申請のほうに特化をしたような、私どもの書かない窓口がデジタル化したようなもののサービスをご利用いただいておりますという意味で、スマート申請というのを使得おられます。

そのほかの自治体については手続きガイド、呼び方はいろいろありまして、行政手続案内というふうな言い方をしたりとか、サラッと解決！暮らしの手続ガイドというような言い方をしたりするんですが、案内とかガイドとついているようなサービスについては、私どもと同じような、転入のときにはどんな手続で、どんなものが必要で、どこに行くんだよというようなことのお知らせをする。あらかじめ知識として得ていただくというようなサービスが、そういった名前ですべて使っております、グラファーさんにも幾つかのサービスメニューがありまして、それぞれの自治体でチョイスしておられる。それ

に沿って名前が変わっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 違いは分かりましたけれども、今後ですけれども、玉城町でも役場に行かなくても申請ができればいいと思いますが、近い将来そのようになると思っていますか。また、このような自宅から申請ができるような仕組みを検討していますか。また、検討しているなら、いつ頃をめどに検討しているのかをお伺いします。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今回、書かない窓口というのを、第1弾として導入させていただいております。

冒頭、町長からもありましたとおり、有利な財源というのを活用したいということがありまして、いわゆるデジタル田園都市国家交付金、いわゆるデジ田という交付金を活用できないかということで、今現在検討を進めております。

今回の流れは、先ほど申し上げた第1弾ということでございますので、今回書かない窓口、次は行かない窓口というのを、私どもも方針として持つておるところでございます。書かないから行かないへ進めるということで、来年度の交付金の申請に、今検討を進めて、昨日もそのデモを幾つかの業者から、OA委員会で受けたところでございます。

そういった観点からすると、来年度うまくいけば、来年度そういった形で行かない窓口に向けた準備を進めていきたい。こういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 行かない窓口を目指すということで、了解しました。

町長は、日頃から役場職員の少数精鋭と言っておられるようですが、職員数が足りない場合は、それを補うようなAIを活用したシステムを、今後も導入することが必要になってくると思います。

しかし、このシステム導入には、かなりの経費がかかることが分かります。

ここで町長は、このようなシステム導入の費用対効果など、今後はどのような基準でどうしていきたいと思っておられますか、お伺いします。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今、担当課長申し上げましたように、国といたしましても、今、略してデジ田と言うておりますけれども、そうした国としての構想をもって、そして、地方自治体に働きかけていこうということでもありますから、国のほうからの財源、手当ては十分確保していただきながら、そして、地方自治体、ひいては市民、町民の皆さん方の利便性を確保すると、こういうことに進んでいくと思っておりますので、それに従って、町としてもこの対策をどんどん進めていきたいと、そういう考え方でございま

すので、今後の状況を、十分、国の動向も見極めながら対策を講じていきたい、より住民の皆さん方のサービスの向上に努めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） そのときのシステム導入を検討するときの体制、私は3年前に質問したときは、副町長をトップとして、各課の代表をまとめて、OA委員会かな、検討会を開いているとお聞きしたと思っているんですが、今もその体制は変わっていませんか。

私は、これからDX推進については、専門の知識を持った担当部署が必要なのではないかと思います。

例えば、国のデジタル庁のデジタル社会推進や、県のデジタル改革推進局からの情報収集や、他の市町との連携を考えたり、先進技術の情報を取り込んで町政に生かしていくような、例えば情報システム課とか、情報システム推進室というような専門部署を立ち上げるという計画は、町長は考えておられませんか、お尋ねします。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） OA委員会、また玉城町のDX化につきましては、私がCIOというふうな立場の中で、取締りをさせていただいております。

渡邊議員仰せのとおり、専門家というふうなことも非常に大事だというふうに考えております。そしてまた、この行政につきましては、小さい1万5,000の町であります、あらゆる部分の福祉、教育からの行政サービスがございます。ですので、ある意味、DXという部分では、専門家のCIOの補佐官というものを何とか登用できないかと。

やはりそういうふうな専門家の知恵を借りながら、また、行政サービスと一体化した形の中で、各課の中で執り行う部分を各課共通の中で、うまくRPAなり、そしてまた、業務の効率化を目指していきたい。そして、住民サービスにつなげていきたいというふうな考え方を基本的に持っておりますので、その課を設置するというよりも、各課統合しながら協力をしながら、全体としてDXに取り組む。

そしてまた、専門家として、CIO補佐官というふうな位置づけを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） いろいろ考えてみえるということが分かりましたので。

次に、少し話、変わりますが、ChatGPTの取扱いについて伺います。

近年、ネットでは、簡単にChatGPTとか、生成AIというようなものが、簡単に無料で利用できるようになってきました。このChatGPTは、人に成り代わり、主要な単語を記入するだけで、周知文書や質問書や要望書などを、短時間に作成してくれて、上手に利用すると便利なものなのですが、問題もあります。

例えば、著作権の問題や、出来上がった文章の確認方法などがあります。

そこで質問です。

玉城町職員のChatGPT取扱いについて、検討しているのか。また、検討しているなら、それらの利用規定などが作成されているのか、取組状況をお伺いします。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今ほどご指摘のありましたAIについてということでございますが、私どもについては、令和5年に行政職員が使っていますチャットサービスというのがあります。LOGOチャットという名前と呼ばれておりますけれども、その中の自治体向け生成AIというのをお試し、要は試行したような経過がございます。

例えば、今回試行ということで使っただけで、そこは一旦終了としておりまして、また同じLOGOチャットにありますAI議事録というのもサービスがございます。そちらについては、今実装をしておるといような状況になります。

それから、職員規定について現在未整備ということでありまして、渡邊議員がおっしゃっていただいておりますご心配というのは、使う側に大きな責任があったりとか、また、職員側が使おうとしないと、サービスだけあっても利用されないというふうなことがありまして、今現在まだ未整備という段階でございます。

国においても、省庁ごとにはその利用規定というのは整備されておるんですけれども、このAIの使用に関する包括的な法律というのが、まだないというふうに私も認識をしております。自治体を見ても、政令指定都市のような大きな市では、こういう独自に条例整備みたいところがされておるところもありますけれども、そういった動き見ながら、個人情報のお話であったりとか権利関係、非常に複雑なリスクの高いサービスというふうに認識をしておりますので、こちら少し動きを横目で見ながら、試行を重ねていくというふうな段階で、慎重に対応をしていきたいなと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 今現在もいろいろと検討していただいているようですので、今後続けていただきたいと思っております。

次に、玉城病院の電子カルテ導入についてや、キャッシュレス決済等の検討がされているのか、確認させていただきます。

先日私も、人間ドックで玉城病院を利用させていただきましたが、一般診療の患者さんや健康診断の方たちもたくさん見えたこともあって、各検査室の前で待ちの時間が長くかかり、なおかつ、検査終了後の会計窓口でも結構待つことができました。こういうときに、それなりのシステムが導入されていればいいのになと思いましたが、多分多額の経費もかかるのだらうと思われま。

この点について、玉城病院では、先ほど言いました電子カルテ導入やキャッシュレス決済等、ほかのシステムもあると思うんですが、検討されているのか、現在の取組状況をお伺いします。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 先ほど渡邊議員からのご質問で、電子カルテ、キャッシュレス決済の導入についての質問にお答えさせていただきます。

冒頭、町長も答弁していただいたように、自治体のDX化というのがありまして、医療機関についても積極的に推進をしており、医療分野におけるデジタル化が重要な施策と位置づけられています。

その施策として、2030年までに、おおむね医療機関で標準化された電子カルテの導入というのを目指しておりまして、現在、玉城病院では、紙カルテの対応になっておるんですが、近年そのことで、会計の待ち時間が長くなっている要因の一つではないかと考えております。

数年前より、玉城病院でも電子カルテの導入というのを検討しておりまして、前院長からの引継ぎもありまして、今の浦田院長も判断をしていただいて、来年度導入に向け進めていくことで、話を進めております。また、電子カルテの導入によりまして、会計監査でも指摘をいただいております会計の待ち時間の解消につながればと考えております。

玉城病院を利用いただく患者様のサービスの向上を最優先に考えて、またあわせまして、玉城病院で働くスタッフの事務の効率化とか、業務の簡素化というような負担軽減にもつながればと考えております。

続いて、キャッシュレス決済もよろしいですか。

○議長（小林 豊） はい。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） キャッシュレス決済については、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済とあるんですが、玉城病院は、現在クレジットカードの対応をさせていただいております。

平成19年度から、導入をさせていただきまして、今年の実績のみにはなるんですが、月約60件ぐらいクレジットカードで利用いただいております。今年度の外来の総数で計算させていただきますと、約3%の方がクレジットを利用いただいております。

他の決済については、過去に数回程度なんですけれども、問合せがありまして、最近ですと、WAONは使えるのかなというような形の質問ありまして、お答えをさせていただいた次第なんですけど、今後、他のキャッシュレス決済につきましては、需要の増加とか、あと、決済後の入金タイミングなり、導入コストも検討しながら、慎重に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上になります。

○議長（小林 豊） 渡邊議員。

○5番（渡邊 昌行） 病気で加減の悪い患者さんが、少しでも早く家に帰れるような仕組みになることを願っています。

また、そうなることで、玉城病院の利用者も増えて、病院経営の改善にもつながるのではないかと思います。

ぜひ早期導入の検討を進めていただきますようお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 先ほど私、すみません、議事録のシステム、L o G oチャットのサービスというふうにご答弁申し上げたところですが、こちらすみません、別のサービスでございまして、アドバンスト・メディアさんというところのサービスを利用させていただいて、今、議事録は実装しておるといところでございました。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 以上で、渡邊昌行議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。この時計で9時44分まで、下のデジタル時計で、休憩とします。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時43分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

ここで、冒頭で私のほうが、出席数を13名と申し述べました。正しくは12名ですので、訂正いたします。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○議長（小林 豊） 次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

1つ目に、社会教育の積極的な取り組みについて、2つ目に、共生型サービスについてでございます。

まず、質問事項1つ目の社会教育の積極的な取り組みについてでございます。

6月議会では、教育長の所信を伺い、社会教育についても思いをお聞かせいただきました。

過去の一般質問でも、何度か社会教育について伺いしておりますので、重複する部分もございますが、今回は特に社会教育委員の活用について、町民全体を対象とした社会教育についての2つの項目に分けて伺います。

まず、1項目め、社会教育委員の活用についてでございます。

社会教育とは、学校の教育課程で行われる教育、家庭、おうちの中で行われる教育を除く社会という場において行われる教育活動と定義されています。身近なところでは、公民館の講座学習、講演会などがございまして、時代に応じた新しい考え方の普及啓発も、社会教育の一環と言えらると思っております。

その社会教育に関して、教育委員会に助言を行うのが社会教育委員であり、玉城町では、2年の任期で、18名を上限として置くことができるとされています。

今年がその任期の変わり目でしたが、メンバーの入れ替わりもなく、教育委員会からの諮問もないように思われます。活動実績がないと言われても仕方のない状況だと思っておりますが、町としてどのように考えておられるか伺います。

○議長（小林 豊） 井上容子議員の質問に対し、答弁を許します。

山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 井上議員の質問にお答えいたします。

社会教育委員に関しましては、社会教育法に規定されておまして、その中に3つの職務の記載がございます。

1つは、社会教育に関する諸計画を立案すること。

そして、2つ目、定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

そして、3つ目が、職務を行うために必要な研究調査を行うこととなっておりますことから、社会教育委員は、教育委員会の諮問機関でありまして、教育委員会に対して、先ほど井上議員もおっしゃられたように、意見を述べることができると考えております。

会議におきましても、定時または臨時となっていることから、その必要があつて会議を開いて、諮問をしていただくということになると思っております。

本年度につきましては、新体育館のことや屋内体育館、そして、小林邸の寄附などのこともありますので、そのような報告事項や諮問事項がありますので、年明け早々には、会議を開催して諮問をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 今年予算決算の委員会でも発言させていただきましたが、玉城町の社会教育委員は、県内のほかの市町に比べて、人数が多うございます。人数が多いことは問題ないと思っております。なぜなら社会教育は、社会活動全てにおいて関係するために、ジャンルが広く、いろいろな分野にわたって委員を採用する必要があるためです。

これについて玉城町では、以前に比べ多様な分野の委員が委嘱されております。ほかの自治体の方からも、その点についてはご評価いただいております。

ただ、町外在住や学生などの若手委員の採用は、まだございません。

多様な背景を持つ委員獲得について、教育長の今後の考えを伺います。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 多様な背景を持つ委員さんを獲得というお話でございますが、社会教育法では、学校教育関係者、それから、社会教育関係者、学識経験者、そしてまた、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱するという法律がございますので、議員の言われる多様な背景を持つ方々を委嘱するという事は、ふさわしくないのではないのかなと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほど言われたように、社会教育の関係者という項目がございます。それを考慮いたしますと、地域、年齢を問わず、かなり広い範囲から委嘱することができるはずですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 地域とか年齢というのに縛りはないと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほど言われましたように、学校教育の関係者ということで、校長先生枠があったり、子供さんのことで子育て支援の経験者であったり、PTA会長の枠であったりと、充て職の枠が玉城町でもございます。

ほかの市町では、学生枠を設けているところもあるんですね。その自治体にゆかりのある県外の方を入れて、ほかの地域での学びの現状も参考にしているところもございます。

多様な人材を確保するという観点から、ほかの自治体でも採用されている公募枠を以前紹介させていただきました。その後、令和2年からの年は、一般公募を受付されていましたが、現在、公募がなくなった理由が分かればお聞かせください。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 議員言われるように、令和2年に公募型で募集をさせていただきました。その後はその方々にずっとお願いをしておるという状態ですので、変わったというよりも、令和2年に公募をして、それっきりという感じに私は考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 実は、その年に公募の人がいっぱい出てきたわけではなく、その前から引き続きの方と、プラス公募の方でありましたので、それっきりということではな

く、公募を引き続きしていただくのも一つの手であったのではないかと私は考えるんですけれども。

恐らく公募も応募された方ほとんどいなかったと思うんです。社会教育委員という存在そのものがよく分からなかったり、農業委員会でもそうなんですけれども、公募されていることを知らないと、応募するのは非常に難しいと思います。

定員いっぱい的人数が必要でないですし、現在も定員より大分少ないとは思いますが、応募がなければ、その枠が空いていても問題ない状態ですので、応募はしつつ、応募がなかったら、その分的人数は空きのままということでも問題ないはずですので、公募枠の復活を期待させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、社会教育委員の会議について伺います。

社会教育委員の会議は、どの程度開かれているのでしょうか。

先ほどご答弁にもありましたけれども、今年はまだこれからということなんですけれども、それまでの会議で出された意見は、教育委員会の定例会などでどの程度検討されているのでしょうか。

逆に、教育委員会で検討された社会教育分野についての内容は、各社会教育委員にもフィードバックの必要があると思いますが、一人一人が独立して活動して、定例会のない社会教育委員に、どのようにして伝えておられるのでしょうか。

例えば、ほかの市町では、教育委員会の会議録がウェブ上で公開されていまして、社会教育委員がおのおの閲覧することになっているところもございます。

玉城町では、教育委員会の会議録のウェブ公開もありませんし、教育委員会でどのようなことを期待されているか、広く町民に知っていただくことも含めて、会議録公開についてのお考えも併せてお聞かせください。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 定例教育委員会で検討したことを、社会教育委員さんにフィードバックと言われておりますけれども、あくまで社会教育委員さんというのは、今、諮問機関という位置づけをしておりますので、フィードバックの必要はないのかなと思っております。

それから、議事録のウェブ公開については、今のところ考えておりませんが、情報公開条例に基づき、公開することは可能ですということです。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 会議録公開については、学校教育関連など公開できない内容も多いかも分からないんですけれども、社会教育に関しましては、公民館活動や図書館、スポーツ、田丸城址を含めた文化財のことなど、町民の皆様にも深く関係してまいりますので、詳しい会議録は必要ないと思うんですけれども、こういうことが検討されているのか、そういうことを公表いただくのも必要かなというふうに私は感じております。

ので、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

次に、まちづくりは人づくりとして、社会教育委員の活躍を期待する自治体もございます。最近の社会教育委員は、諮問機関ということだけでなく、いろいろ活動されている自治体も多うございます。小学校区別のまちづくり会議に、校区内の社会教育委員も招待されていました。お住まいの地域だけでなく、社会教育委員それぞれの分野で、アドバイザーとして関わることもできると考えられます。

玉城町役場の特命係さんや今年採用の集落支援員さんなど連携したり、何らかのイベントを計画されたときに、関連する分野の社会教育委員を紹介することもできると思います。

教育委員会から委嘱された委員ではありますが、まちづくり推進課でも活用していくことはできないでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 議員言われるように、社会教育委員さんの方々が、アドバイザーとして参加するか否かは別にしまして、いろいろな分野に出向くということは、多様な人材を確保するという意味でも非常にいいことだと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） おおのの活動でも多分参加されている方が多いと思いますので、改めて社会教育委員をという必要はないのかも分かりませんが、こういう会議があるよとか、こういう集まりがありますよというのをお知らせいただくと、社会教育委員も活動しやすいのかなというふうに思いますし、まちづくり推進課のほうでも、そういうイベントがある場合に、社会教育委員というのがあるんだよということを念頭に置いていただきますと、それぞれ活動、連携しやすいんではないかと考えます。

次に、社会教育に関する調査研究を行うことも、社会教育委員の役割の一つでございます。

県内外の社会教育の研究発表の場では、地域の社会教育活動について、各市町社会教育委員が発表されております。玉城町の発表もたまにあるのですが、いつも同じ方がされている印象があります。

ふだんからそれぞれの委員の分野で活動されているのだとは思いますが、研究発表などを拝見しておりますと、社会教育委員として活動している委員と、関わっていない委員の差が大きいように思います。

にもかかわらず、報酬は均一となっておりますし、研究のための予算計上もないように思います。私の認識が違っていたらご指摘いただきたいんですけども、社会教育委員の報酬と調査研究費用について、教育長と町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 活動している委員と、していない委員の差が大きいのに、

報酬が均一ということですが、これは議員の皆さんも同じことだと思いますので、報酬は一律でいいと考えています。

また、調査研究に関しましても、議員の皆さんにも政務調査費がないのと同じ考えでございませう。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 社会教育委員の報酬の関係でございませう。

これにつきましては、ご存じのように、社会教育委員の条例というのがございませう。その中で、委員報酬というような形で定められておるといふことで、条例の中で適切に対応するといふふうなことになっておるといふことだと思います。

あと、調査研究という部分につきましては、業務の内容によってまた変わってこようかと思ひますので、そちらのほうは教育委員会と調整を図りたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 過去の予算決算常任委員会で、人数の割に活動が少ないので、人数減らしてはどうかといふ意見を申し上げましたが、様々な分野の社会教育関係者に委員となつていただこうと思ひますと、私個人の考え方としては、最高の18人いらしても問題ないのではないかと思ひます。

ただ、最近の社会教育委員は、コミュニティスクールや地域学校協働活動の推進、まちづくりなどにも深く関わつたり、地域活動をほかの自治体の社会教育委員と意見交換したりと、いろいろ活動されています。

玉城町では、最初に申し上げたように、社会教育委員の実績が見えてきません。社会教育委員一人一人の活動はともかく、新たな任期に当たつて、メンバーの入替えもなく、諮問もない状態であると申し上げました。それがもし教育委員会の対応が滞つているせいであるならば、社会教育をないがしろにしていると捉えられても仕方のない状態であると思ひます。

田丸城址を国指定にするように動いていると、町長おっしゃいました。それに関わる業務が増えているにもかかわらず、教育委員会事務局の職員の人数が増えていない状態です。社会教育委員を活用できないのは、業務量に対する社会委員会事務局の職員数が足りないせいではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時04分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 教育委員会で人数が足らんのではないかとのお話です

が、現在、正規の職員が7名おりまして、正確な人数分かりませんが、会計年度含めると結構な人数がおりまして、職務が滞っておるというお話でしたけれども、実際はそんなことはございませんでして、冒頭、教育長からも申し上げましたとおり、今年度に関しましては、新体育館のことや屋内体育館のこと、それから、小林邸の寄附のことなどが、報告事項、諮問事項もございますので、社会教育委員さんにつきましても、年明けには会議を持ちたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） せっかくある制度ですので、有効に活用して、まちづくりがよい方向に向かうように期待しております。

では、社会教育の積極的な取り組みについて、2項目めに移ります。

町民全体を対象とした社会教育について、町長部局と教育委員会の連携は必要不可欠であると考えます。特に、デジタル教育と催し物の共同開催について質問いたします。

まず、デジタル教育に関しては、何度も伺っておりますし、さきに登壇された議員からの質問に、町長のご答弁もございましたので、重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦ください。

スマホ教室の開催は定着してきたと感じております。

ただ、マイナンバーカードを利用したマイナ保険証の利用については、テレビで何度も取り上げられていますし、先月まで還元キャンペーンもあった地域通貨たまネーも、カードを出すだけにもかかわらず、何か、よう分からんで使わへんと言われる方も多く、新しい取組というだけで利用されない人はかなり多くいらっしゃいます。

先日の人権講演会では、スマホのLINEは使っていると答えているのに、それがSNSだと知らない人もたくさんいらっしゃるようでした。

使い慣れているにもかかわらず、SNSとかインターネットとかデジタルと言われると、途端に分らないとか使わないという反応になってしまうのが、デジタルアレルギーというものなのかなと思うのですが、そういったデジタルアレルギーの方や情報弱者の方への学びの提供について、今後の展開を伺います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） デジタル教育を推進していく中で、生涯学習講座としまして、ご存じのとおり、スマートフォン講座やITサポート講座などがあります。

議員の言われる情報弱者やデジタルアレルギーの人への学びの提供を行っておりますので、今後も持続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 私どもまちづくり推進課といたしましても、教育委員会さんと連携をいたしまして、教育委員会さんのほうは生涯学習で講座をいただく。

私ども生涯現役促進協議会におきましても、教育委員会さんの講座のフォローアップ

としてスマホ講座等をやっておりますし、毎月木曜日、これをスマホサロンの日としまして、そういった方をフォローするための気軽に寄ってもらう場というのを設定をさせていただいております、それらが連携するようなことを取り組んでおるというところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほど局長のおっしゃっていたICT支援は、講座やなくて、支援員さんが毎週来られるというものではないでしょうか。

（「そうなんです」と呼ぶ声あり）

○7番（井上 容子） そういうことですね。

デジタル教育に関しては、慣れるということも必要であると思います。大抵どこの町でも、図書館や市民活動ができる公共施設には、自由にインターネット接続のあるパソコンがあるんですけども、玉城町は、町民が気軽にデジタル機器に触れる機会がございません。公民館でも、講座で貸出しできるデジタル機器はございませんね。ございますか。

公民館で、講座で貸出しするようなデジタル機器は用意されていないと思うんですけども、まずそういった環境を整えていただくことはできないでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 現在、議員の言われるように、貸し出す機器というのは用意してございませんが、住民さんの意見をお聞きしながら、必要であれば、そういったものも整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 以前は、元気バスを利用予約する端末もスーパーや公共施設に設置されていて、気軽に触れることができた記憶していますが、その辺はなぜなくなったのかはお伺いしてもよろしいですか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 井上議員仰せの元気バスの予約端末につきまして、年数がたちまして、更新の時期を迎えたというのが一番の要因ではあるんですが、今たくさんの方がスマートフォンを持っておられるというふうなことで、この予約につきまして、そのアプリをダウンロードすることによりまして、スマートフォンで予約ができるというふうなこともございますので、そちらのほうがたくさんの方が、あくまで予約がしやすいというふうな理由が一つかなというふうなこと。それが一番の理由となっております。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 手軽にデジタル機器を使える環境も、社会教育の一環かと思いま

すので、そのあたりもご検討いただければと思います。

講座の開催は、その時間に会場に行ける人にしか学ぶことはできません。日常生活の中で、繰り返し利用できる環境を整えていくことも、学習環境と言えらると思います。

特に、デジタル機器を使っていただくようになれば、先ほど福祉の関係からご答弁いただきましたけれども、福祉の支援の幅も広がらると思います。教育と福祉の連携という観点から、デジタル教育は進めていかれるおつもりはございませんでしょうか。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 大変失礼をいたしました。

議員おっしゃる高齢者に対する要はデジタルディバイドと申しますか、情報格差、これの対策についてどうするかというお話かというふうに理解をさせていただきました。

先ほど申し上げた生涯現役促進協議会、これは60代以上を主にターゲット、3年ほど前からはママさんもターゲットに、全世代に広げてきた経過がございまして、この講座についても、シニア向けの講座になっておりますし、相談に来ていただく際というのも、シニアの方が非常に多いと。

携帯でQRコード読みたいんやけど、どうやってしたらいいのとか、こういう身近なサービスを提供していくということが、この講座を幾つか並べるということは当然大事かも分かりませぬけれども、そのフォローが大事だと思っておりますし、気軽に相談できる場をつくっていくというのが、私どものデジタル対策の一つかなというふうに思っておりますので、ぜひともそういう場があるよということをもっと周知をしていかないといけないなと思っておりますが、そういう場もございまして、そういうところでお誘いいただいて、誰かと一緒に来ていただくと、より学びも進むかと思っておりますので、そういう対策でもって対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 今話題のマイナ保険証とか顔認証とかの技術もございまして。何だ、カード出すだけかと言っていたらできるような取組も必要になるかと思っております。

例えば現在、公民館講座の講師を教育委員会で募集されてはいますが、マイナ保険証の担当や、それこそ、たまねーの担当の方が、交代で講師役を努めたりすることもできるかと思っております。

あと、先ほど高齢者の方が多くおっしゃいましたけれども、耳が遠くなつたら、人との会話も文字で見られたり、足が弱って出かけるのがおっくうになつても、本が借りられたり、指先が不器用になつて小銭を出せなくても、支払いがカードだけでできたり、

不自由になった事柄に応じたデジタル利用の支援も、それぞれご検討いただければと思います。

次に、催し物について伺います。

社会教育のイベントで、自衛隊のコンサートは毎年人気のある催しとなっております。しかし、教育という意味合いは弱いように思います。せっかくたくさんの方が集まるのですから、関連づけた学びの場がもっとあってもよいのではないかと感じます。

以前、警察音楽隊のコンサートでは、詐欺被害の防止に絡めた演劇をしていただいたのですが、自衛隊のコンサートでしたら、防災関係の部署や団体が、同じ会場内で防災教育のイベントを催してもいいのではないかと思います。

以前、一般質問でも伺いましたが、農業関係や福祉関係の講演会などでも立派な社会教育であるはずなのですが、担当する産業振興課や保健福祉課だけで、教育委員会事務局の関わりが薄いように私個人は感じております。

生涯学習において、興味を引く広報や楽しく学べる工夫は必要不可欠ということで、社会教育担当の担う役割の一つです。また、ほかの部署や団体との共催を、生涯学習担当の部署で提案していくことも必要でないかと思います。教育委員会とそれ以外の課との連携について、教育長、町長のお考えをお伺いします。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 教育委員会の関わりが薄いというお話でございます。ほかの課と連携してはどうだというお話でございますが、教育委員会もそのあたりにつきましても、アピールが少し足りないのかなと思っております。

年度当初には課長会において、イベントが重ならないように協議を行っておりますし、その際、各課でどう関わっていくかというところも検討をしております。

例えば、10月12日に開催いたしました町民体育祭につきましても、スポーツ推進協議会をはじめ、たまスポとか文化スポーツクラブなど、いろいろな団体と協議を重ねまして、開催をしておるところでございますし、12月7日、先日開催しました人権講演会につきましても、税務住民課と教育委員会とのコラボでございましたので、よろしく願いしたいと思います。

10月の初旬から年末にかけては、町内の至るところでイベントを開催しておりますので、コラボのチャンスを生かせないということもございますけれども、執行部としましては、できる限り各課協力し合ってイベントを開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 私の認識不足で大変失礼いたしました。

11月でしたでしょうか、フィールドディスクバレーゲームというまちづくりの課のイベントがございましたが、お孫さんとスマホの操作を、お孫さんに教えてもらいながら参加している方が、何組かおいでになりました。

あれも、デジタル教育を絡めて開催いただきたかったなというふう感じたんですけども、そういう要所要所で教育と絡めてイベントをというふうには、もう少し深めていただくことはできないでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 先般、井上議員もご参加いただきましたFDG、フィールドディスカバリーゲーム in 玉城ということで、こちらは町内の史跡、歴史を、そっとある歴史をもっと深めていこうというような取組でして、これは私どものほうも、教育委員会さんとの調整をいたしまして、歴史も深めつつ、先ほど言われたデジタルの話については、お孫さんがおじいちゃんに教えてもらったら、それは大変いいことだなと思っていますし、日常の中にそういったものを、事業の中にそういったものを取り入れていくということで、そういうブースをつくるとかということまでは、今回はいたしませんでしたが、いろいろな要素を組み合わせる実施をしておるということは、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

私どもも、ここにいる人的資源というのも陰にございますので、受け持ってやるということは当然ありますし、これお願いねということも当然ありますので、みんながそろそろこともあれば、それを担って役割を果たしていくということもございますので、そういった点で、非常にこのフィールドディスカバリーゲームというのはよかったかなというふうには考えておりますので、引き続きこういったいろいろな分野を横断するような取組というのは、続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 私もイベントはすごくよかったなというふうに思います。多世代交流とかにもつながりますし。

ただ、当日のブース作ってデジタル教育というのではなくて、それに参加するために事前に、アプリのダウンロードはこうやってするんやよとか、おじいちゃん、おばあちゃん誘って参加してねとか、そういう意識づけもできたんでないかなというふうに思います。もう少し踏み込んでイベントを実行していただければなと思います。

本来ですと、教育に関係することは教育委員会ということだと思っておりますけれども、教育は政治に左右されてはいけないという考え方から、首長つまり町長部局から独立して執行される必要があるとされています。

しかし、社会教育は、まちづくり、地域づくりに関係する事柄が多く、予算執行も首長部局が行う関係上、社会教育施設は首長部局が担当することができるようになりました。過去の一般質問で、社会教育施設に関することは、町長部局で担当してはどうかと提案させていただきましたが、いまだ教育委員会が担当されています。

現校舎の利活用や触れ合いホールでの社会教育イベントなど、線引きが曖昧に感じてしまうことが多いのですが、今のままでは、社会教育に関係することも、イベントを開

催した実績だけで、社会教育に積極的に取り組んでいるようにはちょっと感じにくいような状態やと思います。

担当を増やすなり、社会教育に関する事務の一部を教育委員会の外に出すことなど、対策はいろいろあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 機構というふうなことが大きく作用するかと思いますので、私のほうから答えをさせていただきたいかと思います。

県におきましても、教育分野の部分、文化の部分というのが、三重県の場合、知事部局というふうなこともあろうかと思いますが、玉城町の場合、従前、事務局の山下局長、また、中川課長からお話をさせていただいたように、各課課長、また課員が連携を取りながら、玉城町全体の中で取組をさせていただいておるとというのが現状でありまして、それがなかなか住民の方、また議員の皆さん方には、担当部局だけではないかというふうな見方をしているというのはあるかと思うんですけども、実際はそのような連携を十分図っておるというふうなこと。そしてまた、それらのことから、機構としては現状を維持しながら、連携を深めたいなというふうに考えております。

それともう一点、公共施設のインターネット接続云々という話もあったかと思います。

現在図書館、改築をいたしました。その中で、タブレットを自由に使えるように、4台所持しております。これは、住民の皆さん方が、好きに使っていただける環境を整えておるということでございます。

そしてまた、社会教育とデジタルの話もございました。玉城町のデジタル化の戦略推進計画のほうには、誰一人取り残さない、思いやりプロジェクトというふうなことで掲げてございます。それらも踏まえて、各課連携をしながら、住民の皆さん方のサービスの向上に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 副町長、ありがとうございます。

図書館のタブレットは、私、デジタル図書に使うためのものかと思っておりますが、それ以外にもお使いいただけるということでもよろしいですか。

では、デジタル機器、触れたい方は、図書館へ行って使っていただく環境があるよということで、ご周知いただくようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

共生型サービスについて伺います。

まず初めに、令和5年3月議会で、共生型サービス採用の提案をさせていただきました。共生室からも、事業所と連携を取りながら検討したい旨の答弁をいただきましたが、町内事業所との話し合いはどの程度進めておられるか、お伺いします。

○議長（小林 豊） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 前回の事業所に実施依頼をすることで、事業所の人員、また施設等もありますので、連携を取りながら今後も検討していきますと答弁させていただきました。

現在も、手を挙げていただく事業所を探しておりますが、やはり人員、施設等の関係がございまして、手を挙げていただく事業所というのが、現在ございません。ただ、今後も実施していただける事業所を探していく所存でございます。

また、共生型サービスとまでは言えませんが、町内の高齢者施設では、就労継続B型を併設している事業所が1か所ございます。このような取組も今後進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 共生型サービスを実施していただける事業所様、まだ手を挙げていただけないということですが、そういう事業所さんを積極的に誘致するために、何らかの優遇措置などは考えておられるのでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） やはりしていただくためには、施設等の関係がございまして、今後、どういうふうにしたらこちらのほうに事業所を立ち上げていただけるかというのを考えていかなければならないと思っておりますが、実際にまだ具体的なものはございません。

ただ、空き家を使えばどうかというのも考えもございます。

また今後検討していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、最後の質問に移ります。

今、室長から空き家を利用してというふうなお話ありましたけれども、富山県でそういう空き家を利用して、共生型サービスというのを実施されているようです。

共生型の先進地であります富山県では、高齢者、障害者、子供が、当然のように同じ施設でサービスを受けられたり、働く場として機能しておりました。時間差でサービス提供をすることで、施設全体として収益を上げる効果もあるようです。

富山型サービスであれば、住み慣れた地域で地域の人とのつながりもあり、利用し慣れた施設で働きながら、親亡き後に備えるという地域での好循環が出来上がっております。

この利用し慣れた施設で働くというのは、先ほど玉城町でもあると言われたように、B型就労施設として施設を運営されておりました。共生型サービスに取りかかりましてから20年が経過した結果であり、長い目で見れば、玉城町でも共生型に取り組むことができると思います。

先ほどの考え方、共生室長からもお返事いただきましたが、大々的に取り組むことはできないか、町長のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 富山型サービスは、本当は理想だと思っております。

ただ、障害の基本計画のほうにもございますように、親亡き後の地域で暮らせていけるように、グループホームをまずは玉城町のほうにも、住まいの居場所としてつくっていききたいなど、目指していききたいなど思っております。

ただ、民間活力を活用したものとなりますので、こちらを一概にすぐに目指すという言わせていただいてもできない場合もございますので、事業所と連携させていただきながら検討していききたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、空き家を活用させていただき、小さい所で少しずつというのも考えておりますので、今後町内だけではなく、町外の事業所とも連携を取っていききたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） グループホームを先にとということでしたけれども、グループホームがありましても、仕事をする場がなければ、やはり生活はできていけないと思っております。

障害就労の事業所に、例えば単純労働のリネンの交換など、専門職以外の仕事を、ケアハウスから依頼していただくことができるなら、地元で仕事をして、高齢期を迎える準備の一つとしてできると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 今現在、そのようなことは検討はしていないんですが、委託のほうで他の事業所に委託をする状況です。

今後検討していききたいとは考えておるんですが、直近ではないとは思っておりますので、検討を視野に考えていききたいと思っております。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 一つ目の質問で申し上げたデジタル機器の活用によって、今まで働くことが難しかった人の活躍の場が広がりました。共生型サービスにプラスして、仕事の提供についても、同時に進められるような施策に取り組んでいただくことを希望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、井上議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。再開はデジタル時計で10時44分をお願いしたいと思います。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

〔3番 山口 欣也 議員登壇〕

《3番 山口 欣也 議員》

○議長（小林 豊） 次に、3番 山口欣也議員の質問を許します。

3番 山口欣也議員。

○3番（山口 欣也） 議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、水害対策、鳥獣害問題と農地についての3事項でございます。

では、通告書に基づき、1つ目の水害対策についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

地球環境の変化に伴い、雨量も過去にない状況となっている今、今年は玉城町近隣では、大きな被害もなく経過いたしました。いつ発生してもおかしくない環境かと思っております。

町として河川増水による洪水など、また水害対策をどのように思い考えておられるのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口欣也議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 山口議員のご質問、水害対策について、まずは私のほうから答弁をさせていただきます。

ご承知のように、町の直近の災害が、ちょうど平成29年、7年前に田丸の地域中心に、270戸の家屋が床上浸水という大水害が発生をしたわけでございます。最近のこの線状降水帯による水害でございました。

その復旧工事、まずは第一に、現在もご覧をいただいておりますところの福祉会館の裏側。ちょうど旧消防団、あるいは玉城出張所の所の外城田大橋のゲートの上流から、そして、年次計画をもって福祉会館、現在色白の付近、これを工事しておると。

さらに、その上流のサニーロード、さらに、三郷川が合流をいたしておりますから、その所までのまずは護岸を、農業用排水河川でございました外城田川でございましたから、根を2メートル掘り下げておるとというのが、主な工事でございました。

緊急にこれを年次計画で進めておるのが、玉城町のこの7年前の水害によるところの復旧工事と、こういうことでもございますし、また、線状降水帯による水害は、外城田川の氾濫というふうな形での表現もありますけれども、実際は、外城田川に関係のない離れておる井倉の地域、あるいは、富岡の地域でも床上浸水があった。そうして、もう一つは、お城の石垣も、二十数か所崩落をしたと。これが、線状降水帯による最近の水害ということでございました。

さらにもう一つは、やはりご承知のように、国東山系からずっと終末は県道鳥羽松阪線、その下流に通じておりますところのつまり大仏山、明野、それから、宮川へ流れていくと、伊勢湾に流れていくと、こういうことになるわけでございますけれども、その系統の所、つまり、外城田川の終末、ちょうど大野橋というような間屋センターがある、詳しくはもう述べなくても、山口議員ご承知でありますから、そういう所の下流は県管理。

さらに、ビックさんのある所、新村の地域、そこは県管理と、こういうことでございますから、県のほうで浚渫を急いでほしいと。こういうことで、年次計画で県も、県管理の部分で浚渫をしてきておるとというのが現状でございます。

さらに、もう一つは、これは県営事業として取り組んでおりますけれども、国土強靱化の事業によりまして、原の新池、吹池、これを第1群として、約10億を投資をいたしまして、令和4年度から事業にかかっているというの、今の現状でございます、続いて、また今後の予定でございますけれども、坂本、世古を一つにいたしまして、さらに次の一群としての国土強靱化の事業を進めていくと。これも全体事業費では、7億程度になっているのではないかなと。県事業で進めてまいります。

そういったところで、町として水害から町の皆さんを守るためのハード整備、これを急いでいかなければならぬということで、年次計画を持ってありますのと、さらに当然のことながら、自然のそのパワーにはなかなか太刀打ちできないわけありますから、ソフトによるところの備え、こういったことも十分皆さん方にもご理解いただきながら、自助、共助、この取組を強力に今進めておるところでございますので、これからもその施策を大事にしながら対策を順次取っていきたく、こんなふうに思っておる次第でございます。よろしくお願いします。

○議長（小林 豊） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 町長から、ハード対策について主に説明していただきましたが、私のほうから、水害に対する町のソフト対策について、補足の説明をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、近年、線状降水帯のゲリラ豪雨などが全国的に発生しております、いつどこで大雨による災害が発生するか分からない状況となっております。

町では、今年度ハザードマップの更新作業を進めておりまして、年度内に各ご家庭に配布させていただく予定となっております。また、完成後は、町のホームページにも掲載させていただきます。

その中で、浸水のおそれがある範囲や浸水の度合い、深さ、それを把握していただけるようにしておりますので、自助、共助の取組として、平常時から浸水の可能性があるエリアを把握していただき、早期の避難につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ご答弁ありがとうございました。

次に聞かせていただこうかなと思った内容は、もう町長なり、課長のほうからご報告いただいたわけでもございますけれども、私としては、今、町が管理している河川において、現状の状態で、近年発生しているような豪雨に対し対応できていけるのかとか、できないのであればどのような対策を考えられておるのかということで、お伺いをしたかったわけでもございますけれども、ハザードマップなり、また、年度内にということは3月まで、豪雨が特にあるのが高温期ということで、5月、6月からだと思いますので、それまでに配布していただくのであれば、何だかの地域としての感覚も取っていただけるかなというふうにも思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3月の一般質問でお聞きしましたが、玉城町の中心部を流れる川という中で、先ほど外城田川という川の名前も出ましたので、外城田川に絞って内容を分けてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

外城田川につきましては、特に上流は、広域から水が入ってきますので、そういう部分の中で、今の川の状態とかそういう部分も含めた中での聞き方で質問させていただきたいと思ひます。

今現状、河川の修復工事していただいております。修復の状況なり、修復状況の進捗と今後の計画について絞って、できれば簡単で結構でございますので報告いただきたいのと、また、修復工事箇所以外で補修が必要な箇所は何か所ぐらいあるのか、それを把握されておるのか。今年何か所、それに対して補修をされたか、残りはどれぐらいあるのか。まずこの2点絞った中で、お伺いをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 議員お尋ねの外城田川の改修について、主にハード整備の面から、私のほうで説明させていただきます。

町長、さきに申し上げました平成29年の台風21号による浸水被害を契機といたしまして、町が安全で安心して暮らすことのできるよう河川整備ということで、外城田川の治水整備計画は策定したものです。

この計画を簡単に説明しますと、大変大規模な計画でございます。全域の河道掘削や引堤、また、橋梁の改築等による大規模な工事でございます。当然、用地買収や家屋補償等が伴うということで、大変長期的な計画であります。

また、この準用河川、玉城町地内だけでなく、下流の県管理区間の改修も同時に行うことで、改めて効果が望めるものである計画となっております。

ただ、このような計画だけで待つておったんでは、なかなか前へ進まないということで、そこで、玉城町のほうで現在取り組んでおる計画、町長も冒頭申し上げました今できる当面の対策ということで、現在対策を講じておるわけでございます。

床上の浸水の減少を目的とした被害箇所の流下能力を特に向上、こちらを目的としております。また、洪水等による逆流防止対策、これもあわせて、今回の当面の対策のほ

うで整備をする予定でございます。

議員お尋ねの具体的な内容ですけれども、田丸大橋からサニーロード付近まで川底を掘削しますことで、水位低下対策の実施。こちらにつきましては、本年度で計画延長の65%に達しております。その後は、堤防のかさ上げ、また、逆流防止対策を引き続き進めていく予定であります。

また、この外城田川の改修と別に、それ以外の補修箇所、同じく計画以外の部分でも補修箇所があれば、そちらの把握、対策ということでもお尋ねされておったと思います。

主に、上田辺地内なんですけれども、18か所の補修箇所を把握しております。これにつきましては、かご工や袋詰め玉石工の工法などを用いて補修を予定しており、本年度で9か所完了する予定でございます。

当然、これ以外にも昨今の雨であるとか、自然の災害等で緊急で補修する箇所が出てくれば、緊急度の優先は判断させてもらうんですけれども、優先順位を決めながら修繕し、災害について予防保全に努めていく考えでございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ご説明ありがとうございました。

29年の台風21号の時点では、外城田川の増水という部分、プラス、また違う所から水が入ってきたぞという話もございませう。逆流防止という部分の中でも必要なことかと思っておりますので、緊急の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

18か所ある中、9か所今年度やっていただけというのは、私たち地域の人間としては、知らない、見えていない部分のところかと思ひます。ぜひとも、こういう部分、しっかりと対応していただければありがたく思ひます。

それでは次に、3月のときもこれも言ひましたけれども、外城田川の二級河川への昇格に向けた協議の進捗について、経過報告をお願ひしたいと思ひます。

その段階で、下流のほうは二級河川であっても、町内の所は二級河川でございませぬので、伊勢市、多気町との協議されておる内容等、もしよければこの場で報告いただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 議員お尋ねの外城田川の二級河川昇格に向けた活動も踏まえて、答弁申し上げます。

先ほど言われましてように、県のほうから上流、一部伊勢市がございませぬけれども、ほとんど玉城町。また、その上流は多気町ということで、準用河川については、市町のほうで管理をしております。

この準用河川外城田川の二級河川昇格につきましては、随分過去からの経緯もございませぬので、簡単にその辺も触れながら説明とさせていただきます。

昭和60年当時、当時は伊勢市、多気町と1市2町で協議会を構成しまして、当初、外

城田川排水土地改良区が設置した農業用排水を、河川法に基づく二級河川へ昇格を図ることを目的として、協議会設立以降の協議を重ねてまいりました。

近年では、この昇格に向けての課題の一つであります河川敷内の未登記につきまして、三重県が主体となって解決に努めておりまして、現在残り9筆との報告を受けております。

また、この未登記解消とは別に、この協議会の中で、今度、県庁へ二級河川昇格に向けた要望活動、こちらをこの12月24日に予定しております。

外城田川治水計画に基づく大変大規模な改修は、市町レベルでは整備が困難であるため、二級河川に昇格し、三重県において上下流一体的な社会資本整備をしていただくように、今後も協議会活動を継続してまいります。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） 今後よろしくお願ひしたいと思います。

また、町としてもやはり二級河川に昇格することになって、いろいろな場面でメリットも出てくるかと思ひますので、ぜひとも活動のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目は、獣害問題ということで、移らせていただきたいと思います。

獣害対策ではございませんので、獣害問題として今回は上げさせていただいてございます。

この質問につきましても、6月の一般質問でも一部出させていただきます。近隣市町でも遭遇、事故、作物被害など、いろいろと問題も出てきておる中でございます。玉城町内での対策について、どのように思ひ考えられておられるか、町長の考えをお伺ひしたいと思います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 今後の鳥獣害対策についてお答えします。

6月議会の際に、直近の数字などはご説明申し上げましたので、今回は省かせていただきますが、野生鳥獣による被害は、被害に直面している農業者にとっては、経済的損失だけではなく、営農意欲の減退による耕作放棄、また、それが続くことで、最後は離農につながる可能性もあり、被害額以上の影響があると考えられます。

また最近、町民の生活圏内でも、イノシシや猿の目撃情報が寄せられるなど、特に小さいお子さんの親御さんはご心配のことと思ひます。

先日の玉城中学校による課題解決プレゼンテーション大会の発表の中でも、2年B組の生徒から、玉城町の獣害による農業被害を一つの課題として取り上げ、その解決方法をご提案いただきました。鳥獣害対策は、営農業者だけの問題ではないことを強く感じます。

これらを踏まえ、鳥獣害対策に取り組むことで、町の営農推進、営農振興、町の安全・安心なまちづくりにつなげてまいり、また今後、猟友会の皆様とは今まで以上に協力を求めながら、さらなる取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ぜひとももっと獣害問題については、よろしくお願ひしたいと思います。

次の内容にございますけれども、今年もイノシシ、鹿、多く出没しまして、作物被害、交通事故など多く目にしています。

私の知り合いも、鹿とぶつかって、車を2回大破させておるとというのが現状でもございますし、捕獲増とかこういう部分、これがたしかある程度の制限があったのかなとふうに思います。

また、最近のニュース番組で、北のほうの自治体については、猟友会との連携、これがかかなり問題視されたような放送が出てございました。

玉城町としては、猟友会さんと連携を十分取れておるのかという部分も含めた中で、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） そうしましたら、今年の鳥獣害対策についてですが、駆除、捕獲の面から、11月末までのイノシシ、鹿の捕獲頭数についてお答えします。

イノシシが17頭、鹿が9頭でございます。それに対しまして、玉城町鳥獣被害防止計画での1年間の捕獲計画数は、イノシシが50、鹿が50となっております。

現在は、目標数字からは厳しい状況となっております。1年を通して捕獲に努めておりますが、猟友会の方々も、夏場の活動は暑さ等で著しく減っております、毎年秋から春にかけて、数字を上げてもらっています。

小動物については、20匹捕獲しております。鳥類につきましては、9月末で、77羽捕獲しております。また、小動物用のおりを新しく2基購入し、現在7基となっており、今回の補正で初めて中型のおりを2基購入予定しております。

防除の面からは電柵など、購入補助件数として18件の、被害防止面積として2万4,267平米となっております。

猟友会さんとの連携ですが、町民の方から寄せられる農作物の被害状況や、目撃情報が寄せられるたびに、会長と面談をさせていただきまして対策を考えて、それらを猟友会会員と情報共有してもらっております。

現在、パトロールや捕獲おりの移動をお願いしていますし、そのほか、猟友会の総会、捕獲の報告、狩猟許可証の更新や狩猟の従事者証の更新のたびに、情報共有もさせてもらっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ぜひとも猟友会さんとの連携を十分取っていただいて、捕獲についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今は計画よりかなり少ない頭数で捕獲ということで、これぐらいしか出てこなかったのかなという感覚は受け止めてしまうんですけれども、やはり農業者の方々、かなりの被害を受けておるといふ部分もございます。またそれが、どんどんと集落のほうへ入ってくるということで、そういう問題も出てくると、人に被害という部分も出るかと思ひます。

農業者の方、多分被害出てもあまり言わないという部分がございます。というのは、今現状、保険制度というのが、今までの個々の一筆保険から、農業共済についても収入保険、全体の保険になってきてございますので、一つの畑、田んぼをやられても、大きく作っておられる方は、保険対象にならないという部分がございますので、そこら辺も十分考えていただいて、課長言っていただくような形の中で、離農するといふ部分を防げるためにもなるかと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、この獣害対策という中で、近隣で今年、熊が出たという話も聞きました。

尾根がどっどつながつているわけでもございますので、もし玉城町に出たという情報が入った場合、町としてどのような対策を考えられておられるのか。

出ておりませんので、見るまで考えませんといふのかも分かりませんが、今は近隣で出沒してきたら、やはりいずれといふことも想定した中では、対策を考えていくべきだと思ひますけれども、今現状としてどういふ考えでおられるのか、お伺いをさせていただきますたいと思ひます。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 熊対策についてですが、少しこの夏の経過も含めて答弁させてもらいたたいと思ひます。

8月の大紀町でのツキノワグマによる人身被害、また、同月南伊勢町でのツキノワグマの捕獲、これを受けまして、伊勢農林水産事務所管内で、ツキノワグマ出沒に係る熊アラートの発令に伴う協議会が開かれました。ここでは、7市町が情報共有を行いました。

9月には、伊勢管内ツキノワグマ被害対策連絡調整会議を発足しまして、三重県ツキノワグマ出沒対応マニュアルに基づき、今後対応していくこととしています。

また、三重県ツキノワグマ出沒対応マニュアルを補足する形で、最近、玉城町ツキノワグマ出沒対応マニュアルも作成しまして、産業振興課だけではなく、玉城町役場全体で、熊対策に取り組むこととしてまとめております。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） 少し安心しました。

私の家の近くも、隣、後ろが山になってございまして、何が来るか分からないという状況もございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この獣害について、出没エリア、年々民家のほうへ近づいてきておるところも多々ございまして。町なかでは、大きい部分は見られませんが、やはり山林側のほうへ行くと、かなり地域としては問題にされてございまして、またその背景の中で、申し訳ございせんけれども、玉城町区域から外れてしまうということもあります。となると、猟友会さんも、その町をまたいだ所には入っていけない部分もございまして、近隣市町と連携という部分もしていただいた中で、捕獲という部分もよろしくお願ひしたいと思ひます。

共存共栄という部分は大事なところもございましてけれども、やはり作物という部分、また、住民の安心という部分も大切かと思ひますので、その点よろしくこれからもお願ひしたいと思ひます。

それでは、3つ目の質問について入らせていただきたいと思ひます。

3つ目は、農地についてということで予定させていただきましたけれども、ここ近年、玉城町内、休耕へ自作物までの放置された雑草というより、雑草樹でいっぱいになっている農地が目立ってきてございまして。

この農地を見て、どのように町として思われておるのか。町長のご意見がございまして、お伺いをさせていただきたいなというふうにも思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今ご質問にございましたように、私どもも、耕作放棄地の補助があるということ、そして、周辺の農地に迷惑がかかっておると、こういう現状は承知をしております。

現在、農地中間管理機構、あるいは地元の区長さん、そして、土地の所有者、農業委員、農地利用適正化推進員、そしてJA、役場の担当、様々に関わっていただきまして、休耕田から解消できるように取り組んでいただいております。こういう状況でございまして。

以上、把握は承知しております。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） 町長のほうでも把握をしていただいておりますということで、心強い部分もございまして。

借地農地につきまして、町としても何だかの関与が、借地の段階であるかと思ひます。町として指導とか借りていこうとか、そういう部分の中でできないのか、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 山口議員の質問に、経過も含めて聞いていただきたいと思ひます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、土地の所有者や周りの田畑の耕作者の方々から、

田んぼや畑が放置された状態になっていると、役場のほうにも相談がありました。

その後、区の方々や農業委員の方々などもご協力をもらいながら、その放置している耕作者に面談し、周りの迷惑状況もお話をして、今後の相談をしますと、そのときは、来年しっかりしますというお答えをいただきましたので、所有者の方々も農業をするのに、農地がなければ仕事にならなろうと理解をしていただきまして、農地を継続して使っていただくようなことで話は終わりましたと考えていました。

しかし、また翌年も耕作しないという話が続きまして、時間はかかってしまいましたが、今は所有者さんを中心に、先ほど町長も言いましたが、農地中間管理機構、役場も入って、合意解約の上、違う耕作者に農地を預け替える手続を進めております。

このように、新しい耕作者に代わっていただいた農地の面積が、大体もう今、15ヘクタールぐらい取り扱っております。

少しここで紹介させていただきたいのですが、今回の幾つかあった相談の中で、いわゆるヤミ小作、これは相談がありましても、ヤミ小作の場合は、相談トラブルが起きた場合、救済の手当てもございませんので、農地の貸し借りには、農業委員会を必ず通していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、令和7年4月より、農地法3条による手法以外、相対契約での貸し借りには、必ず農地中間管理機構を間に経由した方法に一本化することになりましたので、ちょっと紹介もさせていただきます。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

町としてもご苦労していただいておりますという形でもございますけれども、やはり作っておられる方に言いましただけで終わりにならんように、やはり真ん中でも途中でチェックするとかそういう部分、それが1年、2年という経過をした場合に、どうしていかという部分も、対策なども今後は考えておいていただきたいなというふうに思います。

令和7年4月以降、中間管理機構を経由という部分に移行されるという形でございますけれども、中間管理機構管理だから、町として関係ないという言葉は絶対出ないわけですね。やはり町の土地である以上、町としてしっかり現場を現地を見ていただく、また、地区内を管理していただくという部分も大事かと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

この雑草園という言い方、本当に農家の方には失礼ですけれども、これがあると、近隣の作物への被害というのがかなり出ます。病害虫も多く発生して、品種なり品質低下にもつながります。

では、作っていないんだから、その上から共同防除、玉城町ではしていただいておりますけれども、同時に殺虫剤なり殺菌剤をまいてしまえばいいやないかということ、

ふと思うてしまうんですけれども、そこにまくことに自体、農薬取締法で禁止でございますので、まけないということでもございます。

ですので、やはりそういう部分をなくしていく。町として見る景観、田植え時期には稲でずっとオールグリーンになるとか、そういうイメージというのは、やはり玉城町にもございますので、その点、町としてのご指導もよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の農地の関係の2つ目でございますけれども、これは要望という形になるか分かりませんが、借地農地、賃貸のある農地について、借り手が替わる場合、貸し手、出し手側の事情があり、移行となることが多いかと思ひます。

これについて町内限定で、借り手農家、請負農家さんに単独の補助金を考えてもらえないかというのが、私としての要望としての質問の内容でもございます。

この背景については、かなりそういうところについては、引き受けにくい状況の圃場に変わってきておるのが現状です。特に、担い手さん、大型機械でございますけれども、これが小型機械になると、いろいろ圃場内でのトラブルが多く出てきます。もうぬかるみ状態の中、かなり中で機械がストップしてしまうとか、また、給水口なり排水口、沼地現象もございますけれども、これがまた草が生えておって、これについてかなり修繕が必要になってきています。

こういう中で、初期資金が必要になると、そこを借りることをやめなくては行けないと。もう借りられないから受けられないという、農業を始めようとする方、請けようとする方が結構ございます。

そういう部分の中に、請負を諦めてしまうという部分もございますので、そういう部分の中で、補助金を考えてもらえないかという形でもございますけれども、今の現状の中でどうでしょうか。お答えいただければと思ひます。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 山口議員、今ご存じのとおりです。

農地中間管理機構も含めて、借り手と貸し手で合意の上、署名いたします同意書、あの裏面に記載してあるとおり、返還時にいろいろあるとは思ひますが、借り手が現状に回復して変換することとなっており、今現在、町は補助金を考えてございません。

ただ、今おっしゃってもうたように、そのような現状は、管理機構とも共有していきまして、実際にはその補助金を、国のほうもいろいろと展開していますので、考えていきたいとは思ひますが、まずは同意書の裏にあるように、返還時に回復して返すということでご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口議員。

○3番（山口 欣也） 管理機構の条例というか、内容は把握してございますけれども、やはりそういうふうな中で、なかなか出し手、借り手の中で、調整がつかないケースが多うあるかと思ひます。できれば、町としても間に入っていた中で、その調整

をしていただければというふうにも思います。

借りた以上は、元どおりにして返すというのが当然のことですけれども、なかなかこの部分が守られないのが現状でもございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私からの一方的な部分でもございますけれども、担い手もかなり大型になってきてございます。それと後継者、こういう部分は違うかと思ひます。後継者というのは、やはり親の先祖からの土地を引き継いで、自分で何とかしていこうと、地域を何とかしていこうという部分でもあるかと思ひますし、そういう中で、地域の後継者という部分、もう少し町としても見直しをしていただきたいなと思ひます。

担い手さんという言葉、地域の担い手というのは、町の担い手とかそういう部分の中で見ていくと、かなり対外的にはいいように見えますけれども、それが各集落になると、やはりちょっと問題も出てくるところもございまして、集落単位での後継者を育成できるような町としての考え方というか、持込み方もお願ひしたいなと思ひます。

よく広報たまきで、道路に土を落とすなということで、放送されることがございまして、自分の庭先に大きな土を落としたり、拾わないおやっさんらはいないと思ひます。そういう中でこういう部分、何を言いたいのかというのがあるかと思ひますけれども、これを言うと愚痴になりますのでやめておきます。

やはりそういう中で、地域の農業を守るといふのは、やはり自分のところから見える所、やはりこれが守れるところだと思ひますし、そういう中で、町の農業を守っていくためにも、そういうふうな補助金とか、町としての対応策も考えていただきたいなと思ひます。

産地という言葉ありますけれども、何々の産地というのがありますが、日本で初めてブロッコリーの産地ができたのは三重県でございまして、やはりそやけど、今、三重県でブロッコリーなど、本当に玉城は頑張っていただいてございまして、少なくともございまして。特定野菜にもなりましたし。

そういう部分の中では、いろいろなことが考えていけますけれども、やはり産地というのは、大きな方が一人でおるんではございませぬ。小さい方々の農家さんが寄っていただいて、産地として成り立つわけでもございまして、やはりそういう部分。

逆に玉城としては、担い手さんを大きくしていくという部分ではなしに、地域の後継者という部分をしっかりとつくっていただけるようなまちづくりをしていただければ、環境も大分変わってくると思ひますので、町単独の補助金などもご検討も継続して、できるできないはございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ちょっと私の一方的な言葉も入れましたけれども、申し訳ございませぬ。これで私の一般質問とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、山口欣也議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。11時35分まで休憩したいと思ひます。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

〔2番 南 雅彦 議員登壇〕

《2番 南 雅彦 議員》

○議長（小林 豊） 次に、2番 南雅彦議員の質問を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、3つの一般質問をさせていただきます。

玉城町における老朽化した公共施設のあり方について。

2つ目が、田丸駅周辺の活性化について。

3つ目が、高齢者運転技術講習についての3つを、順を追って一般質問させていただきたいと思います。

まず最初に、玉城町における老朽化した公共施設のあり方について。

近年、世界を取り巻く自然環境が大きく変化し、自然災害など、いつ何が起きてもおかしくない状態が懸念されております。玉城町においても例外ではありません。

そこで、玉城町内にある公共施設の老朽化を踏まえ、未来を見据えた新設、移転などの必要性について、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 南議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 南議員から、玉城町における老朽化した公共施設のあり方についてご質問を賜りました。

今のご質問にもございましたけれども、どこの地方自治体でも、この対策が課題になってきておるということでございます。

玉城町といたしましてもご承知のように、町立の保育所、小・中学校、もちろん役場もそうでございますけれども、施設があつて、それが心配のないような形で維持していかなければならんということは、当然のことでございます。

町といたしましての一部はまだ耐震のものはない、耐震されておらない。具体的に言いますと、お城広場の旧体育館、そういうようなものありますけれども、ほとんどが耐震化なり、あるいは冷暖房に取り組んでおるのが、町の公共施設。ほとんどそういうことでございます。

今進めておるのが、公共施設等総合管理計画という、いわゆる施設ごとの個別計画をつくって、そして、長寿命化、つまりいい修繕をしながら長く使っていくという、そう

いう計画を基本にいたしまして、施設の具体的な、どこにどんな不具合があるんかとか、心配があるんかというふうなところ。特に防災の観点、そして、利用状況なども見ながら、将来の活用も見込みながら、順次、今既に終わりましたけれども、保健福祉会館、あるいは中央公民館も改修をさせていただきました。そして、ご案内のとおり、玉城中学校、現在改修中でございます。そういった形で使用しておると。

玉城中学校は、60年が経過をしておりますけれども、維持修繕をしながら改修して保存をしておる、これからも活用するという考え方でご理解をいただいております。

当然のことながら、多額の改修にも、長年経過をしておりますから、費用が発生をするということでございますし、しかし、そんな中にありましても、町の限られた財政に支障がないような形で、特にいろいろ有利な国の財源手当ても充てながら、これからも順次できるだけ長寿命化して、心配なく利用できるような形にしていきたいと、こういう考え方を持たせていただいております。ありがとうございます。

○議長(小林 豊) 南議員。

○2番(南 雅彦) ただいま、町長から、総合計画や長寿命化の観点からの答弁いただきました。

それで、かくある公共施設の中でも城郭内、言わばお城の周りということになると思うんですけども、その中でも、お城広場の屋内体育館の老朽化が一番進んでいるように思われます。多くのスポーツクラブなどが安心・安全に使用できるよう、総合計画にも明記されている新体育館の建設をどのように考えられているのか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長(小林 豊) 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長(山下 健一) 南議員おっしゃるそのままでございます。非常に屋内体育館が傷んでおりまして、その代わりとなります新体育館のご質問だと思いますが、新体育館に関しましては、令和3年に基本構想を作成しております。その中で、令和8年度に基本設計、令和9年度に実施設計ということになってございます。

また、今回の定例会の補正予算におきましては、その新体育館の部分の地籍測量の委託経費を計上しているところでもあります。

また、来年度に関しましては、用地買収などの、ちょっとまだはっきりしたことは分かりませんが、経費なども計上していかなければならないと考えておりますので、またこの事業の進捗状況については、その都度議会のほうへ報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(小林 豊) 南議員。

○2番(南 雅彦) 今、教育事務局長のほうから答弁いただきまして、新体育館の計画はあるということで、具体的に地籍調査とか、そういう調査費用も盛り込んでという

ことで、あと、令和9年からと具体的な数字も聞かせていただきましたので、なるべくそれをスムーズに着工できるように進めていただきたいと思います。

それで、次に移ります。

新体育館の建設に伴い、屋内体育館は取壊しの運びとなると思われませんが、お城広場は皆さんご存じのとおり、毎年各種イベント会場として利用されます。体育祭であったり、お城のクリーン作戦、そういうので用具を入れたりとか、そういうことですので活用されていると思います。

屋内体育館は、総合的な役割を持った施設に改修し、有効活用する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 屋内体育館に関しましては、総合的に現在利用したり、ふだんもスポーツクラブなどで大変活用したりしています。

また、地域防災計画では、救援物資の集積場所として指定していますことですので、今後も地域の皆さんのために有効活用できるように、改修も含めて考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） それでは、それを踏まえて、城郭内では再建築はできない。基礎工事に当たる地面の掘り起こしもできない状況にあると理解しております。

たとえ改修工事を行ったとして、耐震の問題とか、避難場所にはできない問題とか、あと、お金をかけて基礎工事の根本的な土台補強ができない問題等々あるので、安心・安全に使用いただく目的として、倉庫的な使用ならばいいと思うんですけども、このまま体育館としての使用というのは、僕はあまり賛同できないなというところですので、そこは改修工事を行った上、倉庫的な役割として活用していただけたらなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） それらも踏まえながら、耐震のこともありますし、人が使っているのか、いけないのかという判断もしなくてはいけないと思っていますので、そのあたりも踏まえて検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） お城広場の体育館のことについてご質問で、教育委員会の教育長からも答弁しておりましたけれども、現状ご承知のように、中学生やクラブ活動で使ったり、一般の皆さん、町民の皆さん方も活用していただいておりますものですから、いろいろな県指定史跡の中にあるということがございますけれども、このような課題をそれぞれ一つ一つ解決しながら、できるだけ今の町の皆さん方、中学生も、有効に活用し

ていただけるような方策を考えていきたいなど、こんなふうに思っています。よろしく
お願いします。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今の町長の答弁もすごく長く使いたいということで、今現時点、
使っているクラブもあるということでおっしゃってみえたんで、僕もそれはすごく分か
ります。

僕もスポーツ少年団とかで活用させてもらっているんですけども、体育館というの
が前提で今の場所をそのまま使うというよりは、体育館を新しく使う上で、そこまでの
期間の間も使うよという形で使用はいいとは思うんですけども、致し方ないと思うん
ですけども、長く使えるよというふうな形にもっていくのは、避難場所にもなってい
ないわけですし、そこら辺は新設という形で、今のある場所は、先ほど局長言われたと
おり、いろいろ考えていただいて有効活用していただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

田丸保育所も、城郭内にある公共施設では古い部類であり、近い将来、移転せざるを
得ないと思われるんですけども、移転先は田丸小学校付近がふさわしいと考えます。

しかしながら、昨今、田丸小学校付近では、住宅の造成、住宅建築が進み、用地確保
が急務と考えられるが、今後の方針を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 田丸保育所につきましては、南議員仰せのとおり、建築
から約45年ほど経過をしております、大変老朽化しておるというのは事実でございま
す。

そんな中にありまして、これまでも耐震補強工事、また、屋根の防水改修工事という
ふうなものを何度か行ってきまして、そして、改修、修繕を重ねながら維持管理を続け
てきたというところでございます。

先ほど来からもお話がございましたように、長寿命化計画というふうな計画の下に、こ
の田丸保育所につきましても、改修を行うというふうな計画を盛り込んでおりまして、
現在、田丸中学校のほうで改修をやっておるといふような状況ではございますが、その
後が田丸保育所の番ということになってございます。

そういったことを踏まえまして、近々の課題といたしまして、田丸保育所といたしま
しては、特に屋根の防水の部分というのが大変傷んでおるといふようなところもござい
まして、これにつきましては、来年度から予定しております庁舎レジリエンス推進事業
に関連した工事というふうなところで、田丸保育所の屋根の防水工事につきましても、
直ちに実施をしていきたいというふうに考えておりますし、その他の老朽箇所につきま
しても、順次改修を重ねながら、現在の場所で存続をしていくというふうな考えを持っ
ております。

田丸保育所の移転先のお話をいただいておりますが、小学校の周辺というものは、確か

に環境的には、小学校、保育所、近くにあったほうがいいのかもしいかなというの、一つの意見としてはよく分かるわけなんです、これから田丸地区の児童数が、10年、20年先にどれくらい増えるのか、減っていくのかというのは、なかなかつかみにくい部分もございます。

そういった中で、園児数の動向がなかなか判断しにくいというふうなところもございますので、そういったところをきちんと今後検討するということなんです、現在のところは、まだそういった協議には至っていないということです。

従いまして、移転先の用地確保、このことについても、全く計画は今のところ持っていないということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、田丸保育所の件で、用地確保等は考えていないということで、あと、レジリエンスとかの計画で補強していく、修繕していくというお話で、長く使うということは、お話は理解させていただきました。

私が思うのは、長寿命化等で長く使うというのは、すごくいいことだと思います。

でも、この先、20年、30年たったときに、さあ、もういよいよ保育所使いもんにならんぞといったときに、さあどこに建てるやというときに、そこから土地を探しては、もう造成も始まっていますし、いい場所というのが、田丸地区にどんどん建ってきて、家の新築とか造成が始まっています。そのときに選べるのか、そこに場所を確保できるのかというところがすごく問題であるかと思っています。

僕がまだ今51歳ですけれども、20年は70歳。もう死んでいるかもしれないです。

そのときに町民の方が、そのときの町民の方が困らないように、用地確保をしておくという手だては必要なんではないかと思っています。

田丸小学校付近ですと、やはりさくら児童館とかもございまして、やはり保護者の方が送り迎え等するのに、すごく便利ではないかなというところがございまして。

ですので、今まだ、今なら間に合いますので、まだ空いている所もございまして、先を見越して、その建物がどうのこうのというのではなくて、未来を見越した買収のほう、土地買収のほうを考えてみてはどうかというふうな提案のほうで、この田丸保育所の件のほうとしては質問を締めさせていただきたいと思います。

次に移らせてもらいます。

有田小学校の消火設備の漏水が深刻な状況であるが、改修工事の予定や計画はあるかというところで、ちょっと答弁いただきたいなと思います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 有田小学校の消火設備に関しましては、確かに漏水がございまして、慌てて修繕を行いました。現在のところ、漏水はしていない状態でございます。

有田小学校に関しましては、大規模な改修等は計画にございませんけれども、子供たちが、日頃から安全・安心で学校生活を送れるように、その都度修繕を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、事務局長の答弁いただきまして、もう漏水のほう工事していただいたということでありがとうございます。

それに伴いまして、この老朽化というのは、やはり1か所を直ただけではまた違う所に利いてしまって、そこからまた漏れ出すということが考えられると思うんですけども、その消火に当たる、命を守るという消火活動についての消火の配管だけでも、新設で新しくするという計画とかお考えはないでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 今回、消火設備ということで、私たちもこれは危険だなということだったんですが、つなぎ目から漏水をしております、消火栓の圧力に関しては、そんなに問題ない程度でございましたので、全体的な改修というのは、計画にはございません。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） ご答弁いただきまして理解いたしました。

つなぎ目の所ということで、水圧等にはあまり問題がないということで、学校側のほうからも、ふだんから迅速な対応をすごく感謝しているということも聞いております。

また今後も、やはりこういう不具合があったときは、即座に対応していただくということを続けていただければありがたいと思います。

これで、玉城町における老朽化した施設のあり方についてのほうは、終了したいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、田丸駅周辺の活性化についてということで、最近の各種イベントにおいて、マルシェとの併設型が主流となって、昼間を軸とした集客を得ております。

田丸駅周辺で、玉城町内のお店を中心としたマルシェ、移動販売車、出店、田丸駅交流施設等を活用して、夜を軸とした客層を取り入れる計画等はないかということで、町長のご所見をいただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 7月にオープンいただいた田丸駅、今も少しずついろいろな取組が進められておりますし、まさに南議員の提案でどんどんにぎわいを創出していくというような、こんなふうに思っています。

具体的には、やはり現在いろいろ町のイベントに参加していただいております。

カーの方々とかいろいろな方々、マルシェの関係もありますし、そういう方々に関わっていただく、観光協会や商工会の皆さん方と連携して、活用をこれからしてもらったらどうかなど。

今現在のワインの試飲会では、今まで6回開催して、77の方があそこの駅の交流施設で楽しんでいただいておりますと、こういうことも少しずつ動きが出てきましたんで、いろいろなアイデアを聞かせてもらいながら取り組んでいきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、町長から答弁いただきまして、もう既にワインとか、そういうイベントで活用しているということを理解いたしました。

それに伴いまして、玉城町内には、飲食店やいろいろなお店があるんですけども、方々に離れていて、夜になると開いているお店も少なくなって、移動に不便になることがあります。

そこで、1か所で色々楽しめるというような夜のマルシェふうな企画を試験的に、今までとは違う客層を狙った形で計画をしてはどうかというところは、どういうふうなことを考えているかというのは、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 南議員の質問にお答えします。

先ほどの町長の答弁の中に、夜間の時間帯を活用するというのがありますが、少し調べてみますと、ナイトタイムエコノミーという言葉が観光用語でありまして、意味は、夜間いわゆる日没から経済活動のこととしまして、これには夜間開催される観光、娯楽、イベントなど収益を含む活動が含まれて、日本でも、これまで夜は休息の時間というふうにされておったんですけども、人々が外出して活動することは一般的ではなかったんですけども、最近の夜間の経済活動が再評価されて、その経済的利益が注目されておるとい話が、ニュースが出ております。

南議員が、今までとは違う客層、ターゲットとおっしゃって見えましたが、未活用の夜の時間帯等を利用することで、新しい市場を開拓できるかもしれないというふうに考えまして、集客方法などを考え次第、チャレンジはしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、担当課長のほうから、そういう夜のイベントとしていろいろ考えてみえるということを答弁いただきまして、それをぜひとも活用していただけたらなと思います。

確かに夜といいますと、やはり二十歳以上にはなるんですけども、お酒やビールといったようなアルコールを伴ったイベント等が、近隣市町でもよく見かけられると思う

んですけども、やはりそこに問題になってくるのが運転ということになると思います。

確かに、ハンドルキーパーの方やタクシー、今ですと、代行業者を呼べばいいではないかというふうに言われる方もおると思うんですけども、やはりみんなで楽しむということになると、気軽にみんな仲間が飲んで騒いでということになりますと、楽しくやるとなると、やはりそれなりの場所と交通手段、それが駅の交流施設等、鉄道も走っておりますので、他市町からもそのイベントとかに来ていただけるという、すごく利点があると思いますので、その辺、田丸駅交流施設周辺を盛り上げるために、もうちょっとイベントを計画していただいて、玉城町をぜひとも盛り上げていただきたいと思います。

それで、ちょっと関連することになると思うんですけども、最後の観光協会、商工会の協力を得て、町のPRや活性化につなげる計画などを練ってみるというのは、計画とかそういうのはございますでしょうか。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 議員おっしゃられるように、駅は本当に今後も活用していきたいと思っています。

ただ、この新しく事業をするからといって、何かを新しく造るとか、建てるというのはすぐにはできません。

ですから、本当に今ある地域の魅力とか、産業、文化を活用することで、新しくイベント等を起こしていきたいと思いますが、そうなりますと、観光協会とか商工会の協力というのはマストです。ですから、言われせもらったように、そういう方々と一緒に、あと、会員も含めて、次の開催は考えたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、課長が言われたように、いろいろ商工会、観光協会等混せて協力していただきながら、計画を練っていただけるということで理解いたしました。ぜひとも実現していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

高齢者運転技術講習についてということで、3月の定例会の一般質問をした内容で、高齢者を対象とした運転技術体験講習を提案いたしました。コロナ禍で中止していた交通安全講習と併せて実施していきたいとの回答をいただきましたが、その後の進捗について伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 前回の質問でございましたけれども、令和4年5月の改正道路法施行に伴って、70歳以上の方が免許更新時に高齢者講習が義務づけられたということに関するご質問で、その中で、町でできないかということでございました。

その後なんですけれども、結果としましては、社会福祉協議会のほうで高齢者等交通安全対策事業というものを、町のほうから委託をしております。その中で、開催する運

びということに進めました。

前回のご質問後、ジェフの体験講習を、社会福祉協議会の職員と私どものほうで見学に行きまして、その後、調整を進め、老人クラブや遺族会の方々にお声かけをさせていただいて、12月17日の火曜日に、午後1時30分から、保健福祉会館の駐車場で開催する運びとなっております。現在のところ、14名の方のご参加の申込みがございます。

主な内容につきましては、乗車をしていただいて、まずコーンを並べて視覚の確認、それとか、白線に沿った停車ができるかどうか、あと、コーンを並べてバックで駐車ができるかとかいうような内容ということでございます。

また、高齢者に関しては交通安全の教室につきましては、老人クラブとかへお声かけをさせていただいておるんですけども、なかなか今年度は開催できませんでした。今回の体験学習の中での若干高齢者の交通安全教育ということにとどまったんですけども、来年度、もう既に社協のほうと調整を進めておりまして、老人クラブの総会とかのときに開催をできるよう進めております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、担当課長からの答弁で、言われていた講習会、先ほどジェフと言われていたJAFだと思うんですけども、JAFも交えての講習ということで、いろいろ企画もしていただき、もう既に14名の方に参加していただくということで、理解いたしました。

やはりご高齢者になると、自分で免許を持っていてどうなのかということは、家族の周りから、この間も定例会でも言わせてもらったんですけども、やはり都会ですと、いろいろ交通手段がいっぱいあると思うんですけども、昨今で言いますと、東京池袋で、アクセルとブレーキの踏み間違いで、高齢者の運転による悲惨な事故があったということで、そういうこともございますので、世間の目というのは返納をというふうには捉えがちなんですけども、やはり田舎のほうと都会では条件が違いますし、自分が免許をまだ持っているんだと、自信を見極め、これで講習会でまだまだ運転できるぞと、これは結果が悪かったからちょっと遠慮しておこうかと、そういうのをご自分で判断していただける材料となって活用していただくよう、そういう基準になると思われますもので、この先もいろいろこういう講習会があるよというのを周知していただいて、なるべく多くの方にご参加していただくようお願いをして、僕の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、南雅彦議員の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで昼食休憩といたします。

午後1時15分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午後12時11分 休憩）

（午後1時14分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。
午前中に引き続き、一般質問を行います。

〔11番 北 守 議員登壇〕

《11番 北 守 議員》

○副議長（前川 さおり） 次に、11番 北守議員の質問を許可します。

11番 北守議員。

○11番（北 守） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今日は、1点目、道路の通行障害となる樹木の伐採について、2点目は、人事院勧告に伴う職員等の処遇改善についてを質問いたします。

1点目の主な論点、流れといたしまして、雑木については、道路障害となっておるおそれがある場合が多々見受けられますので、このことについて町側の見解、それから、さらにもう少しそのかかった費用については、どういうふうにされるのかという、そういうことを論点に、1点目は聞きたいと思います。

まず、1点目の道路の通行障害となる樹木の伐採についてをお伺いいたします。

この件につきましては9月議会で質問をしたのですが、時間の都合、割愛した部分がありました。再度、とめ直しになる質問となりますが、再度ご答弁願いたいと思います。

道路上に出ている樹木、木竹、特に新緑の季節、もう過ぎましたんですが、生い茂るということが毎年道路上で発生しております。広報にも、何度も機会を捉え、地主が木の伐採をするように載せていただいております。雑木の処理は、道路障害となるおそれがあるものについては、当然ながら地主が処理するのが、本来の姿であると思っております。

しかし、現実には、地主に通知したり督促したりしておりますが、放置したままとなっています。中には、そういうことでなかなか解決、伐採していただけるような事態にはなっておりません。

それがゆえに、地主が処理し切れないということで、役場のほうは好意的というふうな表現がいいのかどうか分かりませんが、そのたびに、道路障害を取り除いていただいております。

昨年、民法233条、これの改正がありました。実は、竹木につきましては、催促しても隣の枝が切除してくれと言うても、なかなか切除されない場合、あるいは、所有者が特定できない、分からない、そうして越境してくる場合、この場合は民法上、今まではできなかったんですが、竹木の伐採が許可、可能となったわけです。

今回のお聞きしたいケースといいますのは、民民の境界のことを今言うたわけですが、今回は、道路と個人との関係で、官民にも同様にできるのではないかというふうに思っておるんですが、これは法的な裏づけも何もありませんのですが、官と民の間の道路上の問題を、今日はお伺いするわけです。

道路にかかっている樹木の伐採などについては、道路障害となるものとして、速やかに地主に連絡をして、常日頃から障害の雑木、竹木の除去に町のほうは取りかかっており、努めていただいております。

雑木の処理は道路障害となるおそれ、ないしは通行止めも含めて、当然ながらそういうことに至らんように、地主が処理をする。これが本来の姿ではありますが、ここで町長にお伺いいたします。

道路の通行障害になっていると判断をされた道路の雑木については、道路法上の障害物として緊急性があるということで、除去するのが当然と思いますが、事故とか、あるいはそれによって通行止めとかということが出てくるわけですけれども、町としてはどういう見解をお持ちなのか、町長にお伺いしたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 北守議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 道路の通行障害となる樹木の伐採について、北議員から法改正についての説明をいただきました。

説明のとおりでございまして、越境した木の枝の切取りに関するルールが変更されたわけでございまして、これによりまして、越境された土地の所有者は、自らが枝を切り取ることが可能となったということでありまして、木の所有者に枝を切断させる必要というふうなものは、当然所有者においてあるというのは、それは原則、変わらないわけでありまして、今の道路に関してのことでございます。

これは同然のことながら、現在までも考え方は変わっておりませんが、毎日の町の皆さん方の障害になっておるといってございまして、この危険を除くためには、緊急に対応していかなければならんと、こういう考え方を持たせていただいております。現在も道路パトロールなり、あるいは、自治区の皆さん方からのお知らせをいただいた場合には、直ちに町のほうの担当が外向きまして伐採をすると、こういう姿勢であります。これからもそういう姿勢で臨んでまいります。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 町長のほうから、緊急性のあるものについて、特に道路管理の上において必要なものについては、従来どおりの考え方でいかれると、こういうことでご答弁いただきました。

ここで、道路法42条と43条というのは、道路法においてはかなり重要な条文だと思います。といいますのは、42条というのは、担当課のほうはよくご存じだと思いますけれ

ども、これが管理者の道路の維持修繕の条文が載っております。

これがどういうことかという、例えば台風とか大雨とか倒木、枝の張り出しで、道路の安全な通行に著しく支障があるときや、交通事故の発生が予測されると。こういうときにやむを得ず、今、町長のとおり、緊急措置として道路法というのは位置づけられておるんですけれども、伐採、除去、道路の安全確保、これが維持管理の主なんです。

ここでちょっとお伺いしたいんですが、42条は、具体的にはどのようなケースの場合を想定されておるのか。

ちょっと聞き方悪いんですけれども、例えば道路上の陥没、これはよくあるんですけれども、ごみの処理堆積、それから、木がやばってくると交通事故が起こる。それで、管理者は、維持管理のその責任を負っておるというふうに私は解釈しておるんですが、町のほうはどのようなお考えでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 議員お尋ねの道路管理者の維持管理について、こちら道路管理者が危険と判断する基準というか、そのようなものを具体的にというお尋ねやっと思えます。

その前に、当然議員のほうも分かっただけで、町長も申しあげました雑木の所有者による越境した枝については、伐採が原則ということには変わりありません。当然、危険な状態という言葉も出ましたけれども、ただ、所有者の伐採が原則やといっても、道路管理者が例えば事故発生するなど、危険な状態をそのまま放置することはあるわけではなく、本来の道路の機能を確保する必要というのがあるというふうに思っております。

その基準といたしまして、きっちりしたものではないんですけれども、簡単に言うと、危険と判断できる例えば道路への倒木、これによって通行不可能であるとか、あと、道路上の危険性、近接する雑木から枝葉、またはごみの散乱であるとか、あと同じく、枝葉が車線を塞ぐような伸び方をしている場合とか、このような場合につきましては、管理者のほうで危険という判断をさせていただき、速やかに道路の機能回復に努めております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 日頃から道路パトロールをされて、いろいろなそういう維持管理に努めておられると、こういうことはよく分かります。

これは、いわゆる道路管理者側の条文でございます。

ところが、道路法43条になりますと、いわゆる民地の所有者の責務と、それから、道路管理者の責務と、両方とも兼ねたいわゆる責任があるよと、あなた方にも責任があるよという条文が、43条に載っておるんですけれども、ここを見ますと、みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。例えば、ガードレールにぶつかって、そのまま放っておい

てしまうというのも、これまたどうなんかと思いますけれども、ちょっと例えが悪いかわかりません。

みだりに道路に土石や竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのあるということで、今、課長から詳しく説明いただいたんですが、ここで43条の中に、一つ気になるというか、これはやはりお尋ねしとかなあかなんというのをごさいますて、1つは、この中に、歩道2.5メートル、車道4.5メートル、これははっきりと道路法の中に出てきます。

ということは、2.5メートルより下に木が出ておった場合は、所有者にももちろん連絡するんですけども、例えば、通学路のときの問題を考えてみたら分かるんですけども、2.5メートルの高さやったら、それは言う必要はないかもわかりません。

そやけど、2メートルぐらいの木で、こう出とるとかありますよね。見たことないですか。あるんです。

そやで、そこら辺を2.5メートルから4.5メートル、そこら辺もそういう時点になったときに、所有者に勧告あるいは通知を出すのかどうかというのが、まず1点聞きたいんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 議員今言われています車道で4.5メートル、2.5メートル、こちら当然道路の管理をしていく上での基準の高さ、一般的には建築限界というふうな言い方をさせてもろておるんですけども、この4.5メートル以内、2.5メートル以内に、まあ言うたらここは道路を安全に通行する空間ですもので、そこへ向いての障害があつてはならないということになっております。

ただ、今議員おっしゃられたのは、2メートルの枝が出ておるというふうな、そんな場合はどうするんですかということによかったですよ。

（「はい」と呼ぶ声あり）

○建設課長（平生 公一） 2メートルは当然この2.5メートル以内その中に空間の中に含まれて出っ張っておるといことになりますので、これについては伐採の対象、依頼の対象になります。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） そこで、このケースを、2メートルのときには所有者に言うて伐採をというわけですよ。ところが、切ってもらえなかったら、誰がするんですかという。それは危険やということでお考えになるんですか。その危険の尺度の考え方、どうなんですか。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 単純に危険か否かという判断になるんですけども、当然、その利用の形態にもよると思うんです。当然、現場を見せてもうた中で、明らかに危

険というふうに判断できるのであれば、この2メートルの木というのは、緊急の切除が必要であれば、すぐに対応させてもらいますし、経過観察、もうちょっとすぐに必要がないというふうなことであれば、所有者のほうへ連絡をするというふうな判断をさせてもらっております。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 何でこんなことを言うたかという、町のほうも、毎年道路の木が、かなり通行に支障を来すような箇所というの、把握しておられると思うんです。

例えばですね、原富岡線という1つの道路があります。あの中でも、かなり枝がやわったりしていますよね。そのときに、伐採をお願いしに行ったときに、所有者にはもちろん建設のほうも言うていただいています。

ただ実際は、所有者が伐採しているかというたら、町がやっておるんです。町がやってくれておる部分もありますよね。それがどうかどうかというのは、お尋ねしますけれども、それから、もう一つは、その形態によって違うんですけれども、通学路の場合、それは教育委員会に聞くわけには、通告していないんであれですけども、そういうことも含めて、危険箇所と判断した場合はしていただけると、こういうことでいいんでしょうか、ちょっと考え方として。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 今の質問の中で、飛び出てきた木の枝とか、取りあえず案内はして、それでなかなか履行されなければ、町で切っておるかと言われれば、極端にそのような対応はしておりません。

町のほうで、さきにも申し上げ、とめることにもなると思いますが、道路本来の機能を確保する必要がある場合、具体的には、もう先に申し上げましたので、割愛しますが、そういう緊急性がある場合に限り、やむを得ず切らせてもうておるのが現状です。

あと、通学路等になると、先ほども申し上げたように、利用形態によって危険の度合いがやはり変わってくると思いますし、そこは道路管理者として危険度のほうを判断させてもらっています。これによって、対応するケースもございますけれども、あくまでやむを得ず対応という中の範疇です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） それはいわゆる建設課の対応ということで、それはずっと続けていかれると思います。

実際、具体的な例を言うと、ちょっとあまりあれですけども、通学路のことで職員さんが出ていただいたケースがあるんです。そういうことも含めて役場が、建設が通っていない部分もあるんか分かりませんが、そういう好意的にしてもうたところもありましたので申し添えます。

私が後段で言いたいことが、実は役場のほうは、毎年同じ箇所が木が出てくるという

ことで、伐採の苦情がどんどん入ってくる。だから、危険やからということで処理していただいています。

多額の費用がかかるんですけども、所有者が分かっておれば、何かそういうふうな所有者に対して、負担をしていただくというふうなお考え、ここが私の今回のポイントなんです、聞きたいポイント。それで、どうかと。

町の費用で緊急性ある土地の除去してもらうのは必要ですが、除去した費用を所有者に負担してもらおうという、そういうお考えはないでしょうか。これは町長に聞いたほうがいいかな。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 2点回答させてもらいたいと思います。

1点は、毎年木が出てきておるところを把握しておく。当然、道路を管理している上で、そちらはいろいろな道の状況というのは、私ども把握しております。だからといって、人のうちの、いうたら民地の木を定期的に伐採するようなことはございません。

まず、やはりこのような状況で伸びてきているようであれば、持ち主のほうへの連絡。あと、そればかりではなくて、やはりさきに議員からも出ました4.5メートルであるとか、2.5メートル、建築限界への周知。また、個人でなかなか伐採できない範囲であれば、相談によっては工法の相談とか、あと、業者の委託先の紹介なども相談に乗るようにしております。

あともう一点、町でやむを得ず伐採したときの費用のご負担ということで、費用を所有者へ負担するのかどうかということですね。

これについては、何回もとめることになります。

町で伐採したということは、あくまでも緊急対応ということになります。危険やもんで、それを所有者に連絡を取ったりとか、いろんなほんないとまがない中で、すぐに処理せなあかんということで緊急対応させてもらったケースになりますので、実際、所有者と現地を確認したり、あと、当然所有者に費用の負担をするにあっては、その生えておる木が、所有者の土地から生えておるかどうかの確認等も必要になってきます。

そこら辺の立会い等をするいとまがやはりない、よほど緊急性やということですので、その部分についてはせずに、対応のほうさせてもうておる関係で、実際、伐採した面積や対象樹木が特定されずに、費用の算出は困難ということで、請求には至っておりません。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 今の答弁を聞かせていただきますと、いわゆる個人に請求もあり得るといふように、私、取ったんです。実は、今までのケースを見せていただいていますと、そういうことは全くなかったのではないかと。

むしろ、これは提案なんです。ということは、空き家でもそうなんです。特定空き家に対してもそうなんですけれども、勧告、命令、除去、これについてのプロセス、もちろ

ん踏まないけません。そやけど、費用はかかった場合は、その所有者に請求するんですよ、これのシステムは。

だから、道路もそういうふうに緊急なものは取り除きました。その費用は、あなた方所有者に対してどうですかということなんです、そういうふうなことでは考えないですか。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 費用の話が出ました。

こちらが今対応しておる場合というのが、緊急でやむを得ず対応というのは、ご理解していただいております。

今のように、相手へ向いて通知して、相手が切ってもら、切ってもらわんというような段階を踏めるような状態の木でしたら、当然、相手に対応できやんというのであれば、さきに申し上げたように、相談というような形になると思います。

その中で、伐採するようであれば、当然費用が必要になってくるやろうし、当然、立会いからエリア、それとあと、木の確認もしてもらった上での費用の請求というのは、今後は出てくることもあると思います。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 今の見解は、今の現状のお考えの頭の中での話やと思いますけれども、私が言ったのは、そういうのをルール化しておいたほうが、むしろ誰がやっても同じようなプロセスを踏んで請求、ないしは、こういうケースのときはこうなんやということやっていたらいいなと、こういうふうに思いますので、課長のお気持ちはよく分かりました。

それからもう一つ、自治区がよく出合いをします。我々の自治区も出合いが年3回あります。その中で、空き家についての木が出ておるやつは、そこで切ってくるんです。切ってくる時は、何か補助金ないかなというのもありましたもので、個人の所有に対しては、そういうふうな見解を持ってみえるんですけれども、自治区に対しての補助金のメニューというんか、そういうのをお考えはないでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） これは民民のという、それか道路と……。

（「道路と、すみません」と呼ぶ声あり）

○建設課長（平生 公一） 道路というふうで理解して、答えさせてもらっていいですか。

当然道路に出ておる樹木を、自治区で伐採しようというようなケースは、私の在所でもあります。その場合やと、環境整備作業ということで、自治区の一つの作業として位置づける場合もあると思います。

そんな場合は、地域活動助成事業補助金の交付対象になると思いますし、また、一区民による道路美化ボランティア活動、これも建設課のほうでも推進させてもらっております。町道沿いの草刈りから枝葉払いまで、このような作業をしていただけるというよ

うであれば、消耗品や燃料等の現物支給制度もございまして、実際利用していただいてもおりますので、その辺を活用してもらうたらというふうに思います。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 現実に、今具体的に言っていただいて、地域活動助成事業、これについては、もう把握しております。

というのは、ベースは5,000円。そこの所帯数に100円ですか。そして、もし仮に200世帯あっても、2万5,000円ぐらいですよ、仮に。そのときに、いうたら油代しか出ないというんか、自治区が代わりに大きな木を切るという場合は、それでは済まんですよ。そこら辺の対応というのは、臨機応変にやっていただけるんかなと。どうでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 何度も同じ返答になるんですけども、所有者がおる民地の木は、基本的には、道路管理者のほうでの伐採というのは行いません。

ということで、今、言われておる自治区活動の中でも、やはり個人の木を切る、それを町のほうで対応させてもらうということは、対応しかねると思います。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 議論は議論として、質問ですからこの程度にとどめますが、一応、私が言うたことについては、理解していただいたと思いますので、今後またそういうことを、ケースが出てくると思いますので、ぜひ考えていただきたいと、こう思います。

続きまして、2点目の人事院勧告に伴う職員の処遇改善について、この点に移りたいんですが、よろしいでしょうか。

これにつきましては、同僚議員のほうからも、いわゆる職員の定数問題等を再三にわたって質問されておりましたので、今回は、今年出ました人事院勧告、これについての職員と給与等についてお尋ねをしていきたいと思います。

今年も国家公務員の人事院勧告が、8月8日に出されました。これによりますと、かなり私の経験からいっても、高卒、大卒者に、かなり大きく積んだ内容の給料表、今回の給与条例の一部改正にも出ておりますが、なっております。

そこで、もう直接、町長にお伺いするわけですが、町長も、国家公務員の給料表に準じて今後も実施していくと思うんですが、諸手当についても同様の考えを持っておられると思います。まずは、今後そういうことも含めて、人勧どおりに進めていくのかどうか、町長にお伺いします。

○副議長（前川 さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 従来から国家公務員の給料表、諸手当に準じて、人事院勧告に基づきまして、玉城町といたしましても給与改定を行っておりますので、今後もそのように考えておる次第であります。よろしくお願ひします。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） そういうことで、基本的なことを、町長のお考えを聞いたわけです。

町長の世代も含めて、私どもの世代は、労働運動が盛んな時期でありました。実は、人事院勧告そのものを打破していこうと、そういうふうな目標に基づいて、労働運動が組み立てられておりました。

今は違います。今は、人勧に準じて、これが大きな労働組合のスローガンになっております。今回、期末・勤勉、扶養手当等については、国に準じてはおります。そこで、通勤手当だけが何か平成18年。

これはよく考えてみますと、この当時行革、行革、行革、政治家さんは全部そうおっしゃってみえたんです。それが、もちろん町も行革財政、行革というふうにおっしゃってみえた時期やったと私は思います。その平成18年のときに、通勤手当がどうも普通考えられないということで6キロ、これはその当時の方が決められたんですが、6キロ以上から支給すると。人勧では2キロ以上になっております。そこが、今町長に、なぜ聞いたかという、人勧どおりにしてくれるんやったら、これもしてもろうてもいいよねというふうに思いますので、そういうお考えはあるのか。

これは副町長のほうに答えてもろたほうがいいのかな。どうでしょうか。どなたでも結構です。

○副議長（前川 さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 通勤手当の話でございます。

玉城町の通勤手当につきましては、平成17年度に策定をいたしました行財政改革プランにおきまして、職員の通勤状況を勘案し、6キロ未満の通勤手当を廃止した経緯がございます。

現在も、町内在住者ほぼ全員が、6キロ以内で通勤をしておるというふうな職員間の不公平さというふうなことも踏まえて、当時検討された内容でございます。

今のところ、国に合わせてというふうなお話でございますが、現在、職員間の均衡性等も踏まえて、現行を維持したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 現行維持。これは以前にも、私、実は一番最初、議員になりたてのときに聞かせていただきました。そのときも考えていないということでしたんですが、かれこれもう18年たっておるんですね。

そうしますと、今は7級制が、玉城町はほかの町に比べて導入を早くしていただいた、そういう背景も変わってきております。

そうしたときに、何で職員が6キロ以内の人は、これは合理性が何もないんですよ。6キロ以内の人のそういうふうなことを測ってというふうにおっしゃってみえたんです。

が、2キロでもいいんじゃないですか。そこら辺は、それ以上言いません。これは町の方針ですから。

そういうことで、私はできたら人勸に合わせていただきたい、これを機会に合わせていただきたいと思っております。

玉城町の平均給与、これが、広報12月号に出ておりました。これは令和5年度の実績でございます。実は平均支給額、一般職で35万400円。これは40.7歳。それから、玉城町の技能労務職の職員さんは、25万9,000円、44.3歳というふうに出ておりました。

今回の人勸の改定、3%やったと思います、平均が。これによりますと、玉城町の平均給与は、どのぐらいに改定によって見込まれるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 今回の人事院勧告によりまして、平均給与は3%上昇されるとされておりますので、一般職で36万900円、技能労務職で26万6,700円になる見込みをしております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） これにつきましては、平均給与が上がるということは、昨今のそういう社会の状況から見ますと、上がって当然、上がってしかるべきやと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。これは、平均給与ですので、町に直接財政的な負担はかかるとは思いますが、そういう点は積極的にお願いしたいと思います。

私は、かねがね国のほうはラスパイレス指数というのを使います。これというのは、あくまでも比較の数字なんですけれども、もう町の皆さんはご存じやと思っておりますけれども、いわゆる平均給与をお聞きしても、町によって皆違います。

だけれども、ラスパイレス指数については、国と地方、玉城町との比較ですから、そこで率が出てくるんですけれども、自治体間の給与の格差というのがはっきり分かってきますんですが、これで3回目かな、ラスパイレスの話を質問したのは、

玉城町の初任給について、例えば見てみます。国の初任給もスタートは同じです。ほれで、玉城町もスタートは同じです。高卒、大卒、同じ給与から出発します。

ところが、途中から比較がだんだん差がついてくるんですよ。それはどういう理由か。分かっておる範囲で結構です、お答え願います。

○副議長（前川 さおり） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 考えられる理由につきましては、まず国は、市町村に比べ、昇給・昇格が早いためと考えております。

ただ、玉城町のラスパイレス指数なんですけど、過去5年の数値を見ていますと少しずつですが、上昇する傾向となっておりますので、現状そういうことになっております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 総務防災課長のほうから、国と何で違うんやろか、それは、昇給・昇格が早いから。それで、町村があまり早く上げると、逆に国のほうからペナルティをもらうと、こういうふうな悪循環を繰り返すわけですが。

ちなみに、私も調べました。三重県の市のラスパイレス指数、これが98.6まで今平均出ております。それで、町のほうのラスパイレス、15町あるんです、村がなくなったから。ほれで、これが96.8なんです。

総務防災課長がおっしゃったよりは、まだ95の話をしていましたんですね。玉城町は、この間の広報見せてもらうと、95を超えて、2年連続で超えてきましたと、上昇しております。これはいい傾向にあります。

それでまた、この質問をするため、町長のほうも考えていただいて、いろいろとなるほどなというふうなこともありました。

今、昇給・昇格が一つのネックというんか、あるんやということをお聞きしたわけなんですけど、この間も聞いたんですが、条例上、特別昇給という制度があります。これは職員の勤務状況がいいとか、いろいろと考査があるんやないかと思えますけれども、4年で昇格するところを、2年余りで昇格できるという。実際に、そういう特別昇給をなさった職員というのは、過去に、この直近であるのかどうかお伺いします。

○副議長（前川 さおり） どなたでしょうか。

田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 過去には特別昇給の事例もありましたが、地方公務員法の改正が、26年だったと思います。28年度から人事評価を導入しました。その以降につきましては、特別昇給というふうな特別の昇給等はいたしておりません。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 一つの手法ですから、昇給・昇格を早めることによって、ラスパイレスを上げるという、今のご答弁を返すようですけども、それも町のほうで考えていっていただきたいなと、こう思います。

一番最初は、今回の国家公務員の給与の改定でも、ラスパイレスそのものは変わりません、実は国との比較ですから。それはそれでいいんですけども、そういうふうな現条例に特別昇給、これは人事考査が入ったということもありますけれども、そういうことで、積極的に登用というんか、していただきたい。

それから、少数精鋭というのもありますので、そこら辺で見合うような給料も考えていっていただきたいなと思います。

それからもう一つ、私が思いますのは、ラスパイレス、平均、県並みにはせめて上げていっていただきたいんですが、玉城町は、本当に好意的にと思います。7級制を入れていただきました。

7級制の扱いについては、従来から答弁全く同じです。副町長と同等、あるいは、今

回は、統括という職もあります。職員も、55歳から60歳、役職定年ですので、一旦60歳で役職をのくまでは勤めます。それから、62、63と伸びてはおりますけれども、そこで一旦平に、ちょっと言葉悪いんですけども、一般の方に戻られたときに、やはり給料下がりますよね。その前に、やはり7級制を考えていつていただきたいんです、昇格も含めて。そういう仕組みも、これは要望も含めて、回答は副町長のほうでよろしいんですか。

○副議長（前川 さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） まず、統括監の職務ということで、これは庶務規則のほうに明記をされております。町の重要施策の決定を補佐するとともに、課長を監督をする職務というふうなことでうたっております。

ですので、そういうふうな職務、今、中村統括監のほうで7級というふうなことの統括監の位置づけをしていただいておりますと、ご理解をいただきたいかと思っております。

まずもって、特別昇給の話もございましたが、地方公務員法の改正というのが大きく改正された。これが28年度から、人事評価をすることが義務になりました。条例、規則の中にも、これは明確に明記をされておる、昇給に関する基準というのが定められております。

その中で、人事評価にもたれて5段階評価があり、その中で、Aランク、Bランクの場合については、通常の4号給以上の号給を与えることができる。また逆に、Cが4号給で、D、Eというふうなランクがあるというふうなことでございます。これも地方公務員法に定められた中で、玉城町の条例、規則というふうなことで定めております。

これらにもたれて、今現在、人事評価にもたれた処遇の反映も、これにつきましても、30年度だったかと思うんですけども、職員組合のご理解をいただいて、全職員に適用しておるというふうなことでございます。

もう一点、特別昇給の話がありました。特別昇給というのは、職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または著しい障害の状態になった場合に、特別昇給を与えられるというふうな規定でございまして、そこら辺もご理解賜りますようによろしく願います。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） そういうふうな条項やということで、認識不足でしたんですが、職員の人事評価につきましては、A、B、C、D、Eまでですね、5段階。これは普通ですとCをつけてもらいます。Aというのはなかなかつきません。私もそれを受けてきた側ですので、よく分かりますんですが、そういうふうな客観的な指標に基づいて、これからもやっていただきたい。昇格も含めて考えていきたい。

それから、もう一つ、私、全員協議会でもお話がありました。単身者の手当、これについて、いい方向で考えていきたいという、ここで止まっております。どういうふうない

い方向になったのか。

今回の補正予算にも住居費が上がっておりました。そこら辺は単身者手当、これは私
がもし言うんでしたら、条例化すべきやないかと後で言いますけれども、どうでしょう
か。今の段階でどういうふうにされましたか。

○副議長（前川 さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 今回の文化庁への職員の派遣につきましては、半年間の
短期派遣で、研修生としての派遣となっております。そのため、職員の旅費の支給に関
する規則の規定により対応している状況となっております。

今後につきましては、単身赴任手当、将来必要な場合も起こってくる可能性もありま
すので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員

○11番（北 守） 多気町や明和町、これらは条例があるんです。ありますよね。

玉城町を何かしら、次の質問もそうなんです、平成18年というのがすごくネックに
なっておるような気がするんですけども、そこら辺で今後検討していただきたい
いと、こう思います。

それから、これは執行者側からはなかなか言いにくい話やと思いますが、少数精鋭で
やっておられるということで、職員と三役とは、同一視は一切しておりませんが、今回
の給与改定で、三役の報酬を改定すべき時期ではないかなと、これは私の持論です。

といいますのは、初任給の基準、大卒、高卒の初任給がかなり上がりました。2万、
3万という形で上がりました。

としたときに、給料表の改定で、どんどんこれからも出てきますけれども、もうそろ
そろ考えてもらわんと、例えば、教育長さんの給料を、一般の職員が追い越してしまう
という、給料自身では追い込んでも、手当も含めて、年俸で追い越してしまうという、
そういう事態を考えると、報酬審議会を開いて、報酬を考えてもらう機会ということで、
そういうふうなお考えはないか。

これは町長、お尋ねします。

○副議長（前川 さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 特別職の報酬の見直しということでございますけれども、これは
従前からですけども、やはり近隣市町の状況、情報をつかみながら、必要であれば検
討していきたいと、今はそういう段階です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） これからどんどん物価上昇、あるいは賃金の上昇、デフレから脱
却してという日本経済の行方から考えますと、当然もう考えてもらわないかん時期。

だから、少なくとも三重県の、町長の場合はそういうふうな町村会等で発言してい
ただく機会がありましたら、ぜひこういう報酬審議会等の報酬の状況も見極めてしていっ

ていただきたいと思います。

それから、もう一点、今回ちょっとお聞きしたかったのが、どんどん物価が上がってきておりますのは、肌で感じていますよね。電気代、ガソリン代、全て全部上がってきております。

ところが、宿泊代、これは私もびっくりしました。大阪や名古屋へ行かれる、県外出張もそうなんです、県内は別にしまして、例えば東京へ行かれることというのは、三役の方、あるいは、町管理官位の方、職員の方も含めてあると思うんです。

ところが、東京都内では広いんですよ。ここは、玉城町の条例からいきますと、宿泊代だけしか捻出しないんですよ。何でなんかなど。しかも、もうはっきり言います。1万2,000円以内と書いてある。1万2,000円以内でどこを探しているのというたら、やはり探せませんと。

ということは、出張するたびに、自分のお金を持ち出す。こんなことは、ビジネスのときにあり得るのかなど。

これを考えますと、今回いろいろな今までの慣習のまま放ってこられたというのが、大きな問題ですけれども。

例えば、この近隣の宿泊料、玉城町だけが1万2,000円で、あと、日当出ません。食卓料出ません。過去には出ていました。

もうはっきり言います。伊勢市は、県外で日当が2,600円。それから、宿泊が1万4,000円。度会町が、日当が3,000円、宿泊が1万2,000円。大紀もそうなんです、ほとんど日当は、県外の場合は出ております。

これは何でかという、意味はあるんです。というのは、東京都の駅を降りて、そこから歩いていくというわけにはいきません。地下鉄ですと行ったらええやんか、それも実費はもちろん出ます。そやけど、そんなことしますか。

宿泊を伴いますから、食事も簡素なものを取るというわけにはいきません。

今回、私は、ちょっとおかしな話なんです、我々の側から言う問題でもないかも分かりませんが、はっきり言って、18年のそういう問題も一切洗い直しをして、再度もう一度今の状況に合致。それで、宿泊代も変えてもらう。そういうふうなことも考えていただいて、していただきたいと思いますが、そこら辺は、町長に聞くより、副町長のほうどうですか。

部内の改革ですもので、それも含めて精査するとか、回答ありませんか。

○副議長（前川 さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 私のほうご指名でございますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、まずもって、玉城町が、旅費の規定を見直したときの経過というのがございます。

当時、日当というものがありましたし、宿泊というふうな規定の中でありました。行革の流れもあったというようなこともございますが、やはり均衡性を保つために、実費

支給というものを基本にしてきたというふうな内容がございます。

今、議員仰せのように、東京におきます地下鉄の運賃とかというふうなこともございました。それらは全部玉城町の場合は、実費支給をするということで対応を図っております。ですので、個人の負担をするということはないように適用をいたしております。

また、東京でのやはり宿泊、今1万2,000円というふうなことでございますが、これは国家公務員法も改定をされ、来年4月から引き上げられるというふうなこともございますので、これらにつきましては、現在の状況の物価上昇、また宿泊、これも本来ですと、全国いろいろ適地もあろうかと思うんですけれども、それらも含まれて、改正というものは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 最後になります、町長の見解があればお伺いしたいんですが、もう副町長答えていただいて、町長どうでしょうか。よろしいですか。

（「よろしい」と呼ぶ声あり）

○11番（北 守） あくまでも、平成18年というのがネックになっております。もう洗い直しをせなあかん時期にも来ております。人事評価も入りました。そうしたときに、玉城町は、従来と全く同じようなやり方、方法でやっていっては、やはり職員も困ると思いますし、また三役も困ると思います。

だから、これを機会に、人事院勧告は実施していただくということはよく聞かせていただきましたので、ぜひ改革も、これこそ改革やと思いますので、条例改正も含めて、ラスパイレスの上昇も含めて、考えていっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 1点ちょっと誤解のないようにしていただきたいんですが、18年から見直しをしていないというわけではありません。常に法の改正に伴い、また毎年、毎年、事業計画の中で、改定を行っておる。そういう中で、現行を維持してきたというようなことでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） ちょっと意味が違うんやけどなと思いますよ。

その法の改正ごとに、ほれは考えていただいたんですけれども、ほなら、ちょっと突いて悪いんですけども、何で今の条例がそのまま残っておるんですか。今の近隣の状況に合わすと、町長さんおっしゃってみえるのに、何で今その宿泊代、1万2,000円だけしかのっていないのか。そこを聞きたいですわ。

○副議長（前川 さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 先ほども申し上げたとおり、玉城町におきましては、実費支給

というふうな考え方を基本にしておるといふようなことでございます。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 北議員。

○11番（北 守） 実費支給、よく分かっています。というのは、いわゆる東京都というのは広いですね。そういうことで実費で請求されれば、当然これは今までの旅費規程でもありました。

そやけど、その日当をつけてあげることによって、いわゆる動きやすくなるんではないかという、そういうことで質問したわけですので、そこら辺はまた今後考えていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（前川 さおり） 以上で、北守議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。下の時計で、14時25分をお願いいたします。

（午後2時11分 休憩）

（午後2時23分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。

〔10番 中西 友子 議員登壇〕

《10番 中西 友子 議員》

○副議長（前川 さおり） 次に、10番 中西友子議員の質問を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って、質問をいたします。

まず初めに、物価高騰に対する対策について。

海外の一部では、有事に備えて、国が国民に備える準備を促しています。そのため、輸入が大半を占める日本では、食料品や日用品など、さらなる物価高騰は、これからも続いていくことが予想される現状です。

町としての喫緊の対策を問います。

現在の状況として、生活苦になっている理由としましては、品物が入ってこない物価高騰によるものと、物価高騰のため、サービスの利用を控えるまたは原料の高騰、入荷が困難になり、倒産して失業するなどの状態が挙げられると思います。

物価高騰について、まずはどう考えておられるのか、町長にお聞きします。

○副議長（前川 さおり） 中西友子議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 物価高騰に対してのご質問でございます。

ご承知のように、国内外のいろいろな経済環境、情勢の変化があるわけでありまして、そういったことを要因にいたしましての物価高騰があつて、大変生活が厳しい状況があるわけでありまして、国民の生活にも大きく影響してきておるといふ現状があるわけでありまして、まず、私たちも統一して、全国の町村会で、国に対してもその対策を要望をしてきておるわけでございます。

ご承知いただいておりますけれども、国が先月29日に、14兆円規模の補正予算を閣議決定をいたしました。その中で、重点支援交付金として、1.1兆円が追加をされました。低所得者の支援枠では、住民税非課税世帯に3万円、子育て世帯は子供1人当たり2万円が給付されると。これが国会で議決され次第、来年早々の執行に向け、準備を進めておるところでございます。

また、推奨事業メニュー枠では、6,000億円が財政措置されておりました、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対して、各課で事業内容を検討しておるわけでありまして。

次の質問にもご質問もいただいております項目になるか分かりませんが、好評いただいております、たまねーポイント還元事業や、卒業・入学祝金、給食補助など、具体的な施策については、これから検討をしております。

交付額がまだ示されておられませんけれども、必要などころに必要な支援がしっかり届きますように、財政措置をしていきたいという考え方でおります。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、その他の原因もありますが、アのほうの質問です。

給食費の支払いができない家庭が増えることが、今後予想されます。先のことも考え、滞納や別の費用がかかることも予想されますし、保護者の負担も一層増えることも予想されます。

そういう費用をかけるよりは、いつそのこと無料化にしてしまったほうがよいのではないかと私は考えますが、いかがですか。

○副議長（前川 さおり） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） まず、保育所につきましての給食費の無料化につきましての考え方を、お答えしたいというふうに思います。

現在、3歳未満児のお子さんについては、離乳食というふうな形にはなるんですが、保育料に含めて給食代を徴収させていただいております。3歳以上につきましては、主食、米飯につきましては、現在家庭から持参をしてもらっているということで、こちらは問題ないんですが、副食費、おかずのみ、保護者から徴収をさせていただいておりますという現状でございます。

物価高騰の折ではございますが、まず、未満児の保育料については、これまで据え置いておるといふような状況。そして、3歳以上児の副食費につきましては、国が定

めた徴収金額というのが、公定価格というのが定められておまして、これが令和6年度は4,800円という金額になっております。

これに対しまして、玉城町が今現在、徴収させていただいております給食代というのが、3,000円ということで、この差額代1,800円につきましては、町が現在負担をしておるということで、実質保護者の方の負担がないようにさせていただいておるような状況でございます。

このように、物価高騰に対する対策は、これまでも取っているというところで、今のところ、給食代について無償化にする考えは持っていないということで、よろしく願いいたします。

○副議長（前川 さおり） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） それでは、給食費につきまして、小学校と中学校のご説明をさせていただきたいと思っております。

小学校も中学校も、子育て応援としまして1,000円の補助、それから、食材の物価高騰によります補助が700円、合計1,700円の補助でございます。

ちなみに、中学生ですが、1月当たり5,550円かかりますが、先ほど説明いたしました1,700円引きまして、保護者から負担いただいておりますのは、3,850円となります。

先ほど、福祉課長からも説明あったとおり、無償化の考えというのは今のところ持っておりません。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、食の確保のほうの話として、今後、給食の提供廃止の可能性があるのか、保護者の負担の増額があるのか、町としての補助のありなしなどについてお伺いします。

○副議長（前川 さおり） どなたでしょうか。

暫時休憩します。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時31分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。

中西議員。

○10番（中西 友子） すみません。私のほうが言葉足らずで大変申し訳ないです。

質問では、保育所、小・中学生の食事の確保と通告しておりますので、できれば、保育所、小・中学生の対応として、教育委員会のほうにもお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（前川 さおり） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 今後、給食費の情勢につきましての考え方というのは、子育て支援という考え方もございますし、継続していきたいというふうに考えております。

す。

○副議長（前川 さおり） 暫時休憩します。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時32分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。

○保健福祉課長（見並 智俊） 金額の部分につきましては、先ほどうちの条例の中で、3,000円というところで、公定価格の差を助成させていただいておるといことでお答えさせていただいたわけですが、当面はこのままのところ、物価上昇の部分につきましては、抑えていきたいというふうに考えております。

ただ、今後ずっとそのままいいかどうかというのは、また検討が必要かなというふうに考えておる次第でございます。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 福祉課長の答弁のとおりですが、小学校、中学校に関しましても、子育て応援で1,000円の補助、それから、食材、物価高騰で700円。この700円という部分は、さらに物価高騰があれば、検討していかなければならないという変動をする数字ではないかと思っておりますし、給食に関しまして、なくすというような考えは今のところございません。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） 教育委員会の方には、給食の廃止のほうの答弁をいただきましたが、保育所のほうはどうなんでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 大変答弁が漏れておまして申し訳ございません。

給食のほうにつきましては、今のところ存続をしていくという考えで間違いございませんので、よろしく願いをいたします。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、イのほうの質問に移ります。

中学生、高校生、来年度一時的にお金がかかる時期というのは、入学の準備に当たることを私は想定して、通告書のほうに書かせていただきました。

制服や自転車などの購入の費用は、この物価高騰でかなり大幅な値上げを余儀なくされているものです。

前回、別の質問で、自転車を利用しない児童、先に買っている児童に、不公平が生じるという内容の答弁をいただいた記憶があります。

入学祝金、卒業祝金に上乗せで、まとまった額を補助できないかというふうに考えております。その金額は、名目を固定しないものがないのではないかと思います。定期代などに使うことも、JR東海なども値上げのお話など出ていたので、その辺を考えて質

問をいたします。

○副議長（前川 さおり） どなたが答えていただけますか。

山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 祝い金等々のお話かと思いますので、小学校から説明をしたいと思いますが、小学生の入学祝金につきましては、2万円ということになっております。それから、中学校に関しましては、入学祝金が3万円と、卒業する際に3万円をお祝い金として支給をさせていただいておるところでございます。

それから、高校生などに関しましては、塾代としまして、月2万円の補助をすることもできることになっております。それから、奨学金としまして、月5,000円というものもございますので、そういった縛りのある奨学金でございますけれども、ご利用いただいております方も、今現在おられるということでご理解ください。

○副議長（前川 さおり） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 冒頭、町長申し上げましたとおり、今現在、国の令和6年度補正予算が編成をされまして、その14兆円の中に、大きな2つ目の柱として、物価高の克服という項目がございます。そちらはまだ交付額決まっていませんけれども、私どもといたしまして、それに備えて、今現在、各課と調整をしまして、どんな事業が考えられるんだというふうなお話を進めておるところでございます。年内ないしは年始早々に取りまとめを行いたいということで、準備に入っております。

中西議員がおっしゃいますように、学校の入学というところに合わせるのか、また、幅広く使えるようなものにして、そこで浮いた分をそちらに回してもらおうという方法もあるんかと思っておりますので、その1つにこだわらずに、少し必要なところというのをもう一度見直した中で、事業をまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、先ほどの町長の答弁の中で、重点支援交付金のお話が出ていました。

中学生の制服なんですけど、採寸した後、また新しく制服を買いなおそうとすると、そこでもお金がかかるんです。卒業後の制服のリサイクルの循環ができれば、購入費用を抑えられると思いますが、その重点支援交付金の使い道にも入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（前川 さおり） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） それは今ほどお話をいただいたリサイクルに係る経費というのがいかほどのものかという、私も承知をいたしておりませんので、また、教育委員会さんともご相談をさせていただくんですけれども、そこをすることによって、物価高というのは克服をされるというふうなことが、大きく出てくるようであれば、検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、よろしく願いいたします。

では、ウのほうの質問に移らせていただきます。

たまネーの期間延長、増額についてですが、年末年始となり、物価の高騰にも拍車がかかっています。11月末で期間も終わってしまいました。

12月予算では、たまネーに関する提示はされていませんでしたが、今後についてお聞きします。

日常生活はもちろん、学生服の購入など、金額が大きいものの購入にはとても助かりますが、期間延長、増額についてのお考えはいかがですか。

○副議長（前川 さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 先ほど中西議員おっしゃられるように、たまネーは本当に広く皆さんには使ってもらっております。

それを受けまして、好評ということも受けますので、今後、予算的なこともありますが、そこと交渉しながら、利用できるタイミングを見て、予算措置も計上を考えていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、今のところ、たまネーの期間延長、増額、その他もろもろについての考えは、今後検討ということになっておるということでよろしいですか。

○副議長（前川 さおり） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） おっしゃるとおりです。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、次の②の農業に対する対策についてに質問を移らせていただきます。

アの質問についてですが、令和4年9月の定例会に、国・県予算として、肥料、飼料などの緊急対策事業として、補助金が計上されておりました。町単独予算として計上する考えはないのかお聞きします。

その内容としましては、食料自給率はとても低く、肥料、飼料もほぼ海外に頼っている面も大きいものであります。農業の継続や食料の確保を考えると、補助があればと思いますが、いかがですか。

○副議長（前川 さおり） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 中西議員の質問にお答えします。

令和4年度当時は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、肥料高騰対策として、国・県の施策を補填する形で、218人の農家さ

んに、250万円ほどの補助を実施いたしました。また、飼料高騰対策としまして、国・県の施策を補填する形で、13人の農家さんに、約220万円の補助を実施させていただきました。

現在のところは、どちらも町単独での補填、補助は考えていません。

ただ、この件につきましては、農協とも逐一情報共有しながら、タイミングを見て進めていきたいと思えます。

あと、紹介なんですけど、肥料についてはおっしゃられたように、輸入に頼りがちな化学肥料を少し減らした家畜堆肥などの有機肥料にシフトをしていただくこと、環境保全型農業も生産性ととも推進していきまして、特に今年は、県が進めるみえの安心食材認定制度に係る費用を補助して、この制度にチャレンジすることで、化学肥料3割減への取組となります。

また、町内の肥料農家さんの協力の下、家畜堆肥のリストをホームページにアップしてございますので、またこちらもご利用いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） その予算が計上されたときに、肥料や飼料を化学肥料などの使用を減らしていけばというお話も出ていたと、私も記憶しておりますが、その後、取り組む農家が増えたとか実績などが出ていけば、ここで話ししていただきたいんですが、よろしいですか。

○副議長（前川 さおり） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 今現在、ちょっと資料を持ち合わせてございませんし、また改めて農協のほうとも情報確認をしながら、また機会があれば紹介させてもらいたいと思えます。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、これからも成果が出るような施策を進めていっていただきたいと思えます。

次に、イのほうの質問に移ります。

ハウス栽培、これも同じように、肥料や飼料への補助は国・県からあったが、暖房費に関しては、私のほうではちょっと記憶にないんです。

そのときに、地元のローカルテレビだったと思うんですが、暖房代で200万円の赤字が出ているという町内の農家さんというか、ハウス栽培の方の映像が流れていた記憶があるんですが、町として単独で予算計上をする考えはないのか、お聞きします。

○副議長（前川 さおり） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 今年の申込みはもう終わってしまいましたんですが、国の予算におきまして、県が実施する施設園芸等燃料価格高騰対策事業というのがござい

まして、町としてはこの事業をご活用いただきたいと考えております。

この事業は、JAの各部会から関係する農家さんに広報周知されておりました、現在もご利用していただいている農家さんはあると聞いています。

事業内容としましては、事前に国と農家さんで積立てを行い、燃料高騰時に、その積立てから高騰分に対し補填を受ける仕組みとなっております、補填がなければ、全額還付されるという仕組みになっています。

この質問を受けて、今後はJAだけではなく、町としても広報周知してまいりたいと思っています。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） 周知していただくのはとても助かると思います。今後も物価高騰になり、商品の値段はどんどん上がっていくことだろうと思います。

さて、何回も言うてしまって申し訳ないんですが、重点支援交付金は、農業のほうにも使うことができるのか、お聞きします。

○副議長（前川 さおり） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今ほど町長からもありましたとおり、この重点支援交付金というのは、推奨メニュー枠というのがありまして、こちらに6,000億、国で予算されます。

その中の生活者支援というものと事業者支援というのがありまして、この事業者支援の中に、そういった暖房の費用であったりとか、飼料とか肥料の支援だったりとかというのは、そのメニューの中で対応が可能な事業ということになるかと思っています。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 中西議員。

○10番（中西 友子） では、重点支援交付金の国から頂けるお金というか、交付金の活用を期待して、これで私の質問を終わります。

○副議長（前川 さおり） 以上で、中西友子議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。再開は15時です。お願いいたします。

（午後2時48分 休憩）

（午後2時58分 再開）

○副議長（前川 さおり） それでは、再開します。

〔1番 坂本 稔記 議員登壇〕

《1番 坂本 稔記 議員》

○副議長（前川 さおり） 次に、1番 坂本稔記議員の質問を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番(坂本 稔記) 議長に許可をいただきましたので、申告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、郷土学習についての1点であります。

ここで、郷土学習の認識の統一を図るため、郷土学習というのはこういうものかといった定義であるとか、目的であるとかというのを、私なりに少し調べましたので、共有させていただければと思います。

郷土学習とは、自分が住む地域であるとか、その郷土の歴史や文化、自然、伝統などを学び、地域社会とのつながりを深める学習というふうに定義されています。

地域への愛着を深めたりとか、地域の伝統や文化を次世代へ継承したりであるとか、あとは、地域資源の価値を再発見する、こういったことが目的として挙げられています。端的に話す、私たちの住む例えば玉城町は、こんな町で、こういった歴史があって、こういったことが過去にあったんだよと、そういった教育であったり、こんなものがあったりというのが地域学習と広く捉えられています。

地域学習の具体例として、こんなのがありますよという参考程度に紹介させていただくんですが、例えば、地元の伝統的な祭りであるとか、行事を通じて、歴史や文化を体験する。虫送りとかそういった行事を行っている自治体もまだあるようですので、そういったことも郷土学習になります。あとは、地域独自の食文化を学んだりとか、作る体験をしたり、例えば、小学校の田植えの体験であるとかというのも、郷土学習の一環と捉えられています。

そのほかにも、地元の史跡とか、名所を巡ったり、その背景であるとかを学ぶ。広い意味では、田丸城にお散歩に行くことも、郷土学習というふうに捉えられると思っています。

これらを踏まえて、本題の質問に移らせていただきます。

玉城町には、豊かな歴史、文化、自然があり、郷土学習は、これらを深く理解し、地域への愛着や誇りを育む重要な機会であると考えています。また、郷土学習は、次世代を担う子供たちに、ふるさとの帰属意識を育てるだけでなく、防災や福祉といった現代的な課題にも寄与する可能性が指摘されています。

地域の地形や歴史を学ぶことで、防災意識を高め、高齢者から生活の知恵や当時の生活を学ぶことで、世代間交流や福祉の充実につながる効果が期待されています。

このような視点から、行政として考える郷土学習の意義を再確認し、その現状と今後の展望について、執行部の考えを伺います。

まず、町として考える郷土学習の必要性とその意義について伺います。

○副議長(前川 さおり) 坂本稔記議員の質問に対し、答弁を許します。

山村教育長。

○教育長(山村 嘉寛) 質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、坂本議員の質問でおっしゃる郷土学習についてなんですけれども、内容からして、郷土学習と言われたり、郷土教育と言われたり、または、地域学習、ふるさと教育などと言われておりますけれども、同一のものとして話をさせてもらいたいと思います。

坂本議員がおっしゃるように、郷土学習は、郷土の自然や生活、歴史、文化などを理解することにより、郷土への愛着を持ってもらい、郷土への関心を高めてもらうということになると思います。そのことが、防災意識が高まるなど地域の課題につながってきているというのが現状だと思います。

また、児童・生徒への郷土学習は、教科書が全国標準の教材であるため、郷土の自然や生活、歴史、文化などに具体的な教材を求め、主体的な学習をするとともに、郷土への愛情や理解を育成することも目標とした学ぶ必要かつ意義深い教育として、認識しております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 教育長のほうから、郷土学習の意義であるとか、あとは、考え方であるとか、教科書では教えてくれないような内容というところを教えていただけるところで確認を取れました。

これは私個人の考えなんですけれども、郷土学習というのは、若い頃、幼少期であるとか青年期というのは、正直なかなか興味が湧かない学習かなというふうに思うんです。私、今43になったんですが、この年になってくると、私が住んでいる町はどういう歴史で成り立っていて、どんなことが過去にあったのかとか、そういうことがどんどん興味が湧いてくるんです。

こういった郷土に関する内容というのは、家族であったり地域であったり、あとは、町として後世の人に伝えていく必要がどうしてもあるんじゃないかなというふうに思っています。

そういった中で、次の質問になるんですが、郷土学習の現状について質問いたします。

現在、町内の小・中学校において、郷土学習がどのように取り組まれているのか、具体的な事例を伺います。あわせて、その教育課程における郷土学習の位置づけについてもお答えください。

この郷土学習の位置づけというのがちょっと難しい表現で、分かりやすくお伝えをすると、例えば、社会の授業なのかとか、学活の時間なのかとかという何の授業で、例えば、どのぐらいの年間の時間配分があるのかとか、そういったところについてお伺いいたします。

○副議長（前川 さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

小学校、中学校では、主に郷土学習は、社会科または総合的な学習を中心に進められ

おります。

小学校3、4年生では、先ほども言いましたが、教科書といったら全国標準ということになっていますので、玉城町では、玉城町教育委員会発行のこのような「わたしたちの玉城町」と言われるような副読本を発行しているんですけども、これを使って社会科や総合的な学習の授業で行っています。

また、2年生では、生活科で町探検として、町内の施設や史跡、または事業所等を回り、学習を進めているといったような具合です。

また、今年度行われましたが、下外城田小5、6年生に向けて、松阪高校郷土・地理部の昼田災害伝承碑と水制遺構百間バネ発表も、郷土学習として総合的な学習の中で取り組んだということであります。

中学校におきましては、総合的な学習で、中学校1年生では、玉城町の歴史を知ろうということでフィールドワークをしたり、先ほども出ておりましたが、2年生では、社会科地理分野での地域の在り方ということで、玉城町課題解決プレゼン大会として各グループで玉城町の課題を挙げ、自分たちなりに解決方法を考えて発表していました。

中学校3年生では、社会科公民の分野で、地方自治と私たちということで、今年も中学生議会でも質問していたように、玉城町のことを考え学習し、我が町玉城町を考える郷土学習としてやっております。

教育課程や時間配分ということになりますと、例えば、今現在、小学校4年生から中学校3年生では、授業時数、いわゆる標準年間時数というのが1,015時数と決められております。これは、文部科学省が最低限のラインと考える時数なんですけれども、小学校では、1単位時間を45分、中学校では、1単位時間を50分として、1週間で29時数あります。そして、学習する週は、年間35週としておりますので、29時間掛ける35週で、1,015時数と決めております。

これは、国語、社会、算数や数学、外国語活動など、そして、総合的な学習なども含めての1,015時数ということになっております。ですから、各教科の教科書内容を全て学習することを含めた時数として、このように決められております。

特別に、郷土学習の時間としては決められているのはなくて、社会科や総合的な学習などの中で、郷土学習を進めていくといったような具合です。

ですから、郷土学習の時間数などは、目の前の児童や生徒たちに応じて、各学校、各教科での裁量で行っているというのが現状です。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。郷土学習というのが、社会科の授業であるとか、あとは、総合的な学習の中で行われていて、かつ、標準年間時数というもので、1,015時間で定められた時間の中で、それぞれの教科ごと割り振っていて、その中で、各学校の裁量で行われている。

その中で、玉城町においては、各小・中学校ともに、様々な取組がなされているというふうに認識をいたしました。

ここで1つ質問なのですが、標準年間時数1,015時間で、教科ごとに時間が定められているというふうに答弁をいただいているんですけれども、例えば、小・中学校の裁量によって、その時間配分を、例えば理科の時間を削って、郷土学習に1時間充てるといったことは、裁量の中では可能なのでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 実を言いますと、その標準時間時数も、年間時数も、1,015時間という中で、各教科でも決められております。

例えば、中学校何年生の理科は年間何時間という標準時数が決められておりますので、その中で、簡単にいいますと、教科書の内容は全て学習をするということになっておりますので、そのあたりの変動は各学校ではするということはなかなか難しいと思います。

ですから、郷土学習は、その教科の時数の中で、または総合的な学習等も含めてなんですけれども、特活も含めてなんですけれども、そういう中で織り込んでいくというのが、現状でやっているという状況です。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

総合的な学習であるとか社会の時間以外での時間配分が難しいというふうに認識をいたしました。

例えばなんですけれども、現行の時間配分を変更することなく、郷土学習の推進を図る工夫としてなんですけれども、町内の小・中学校の文化祭の時間等を活用して、そういった時間に充てることというのは可能なのでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 文化祭だけでなく、学校行事の中で行うということ是可以すると思います。それを郷土学習の内容を織り込みながらやっていくということは、可能だと思います。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。

文化祭に限らず、やっていくことは可能というところで、それを踏まえた上で、一つ郷土学習を推進するに当たっての私からの提案をさせていただきます。

現行の時間配分を変更することが難しいであれば、そういった行事を使つてもしできたらなというふうに思ったんですが、先日、私、ある小学校の文化祭を見学する機会がありました。実は、私の地元では、小学校では文化祭というものがないんです。音楽会というのがあった認識です。なので、すごく印象的で、音楽にかかわらず、演劇である

とか、そういった出し物が各学年ごとされていて、すごく興味が湧いた次第です。

その小学校の文化祭を拝見させていただくと、各学年ごといろいろ出し物をしていて、その中には、学年によって、演劇であるとか、オペレッタのようなものを出している学年もありました。

例えば、演劇とかオペレッタを、各小学校の小学校区で、地域の歴史に沿ったような何か演劇とか、そういったものをしてみてはどうかなというふうに、ちょっと考えておりました、こうしていただけることがもしできるのであれば、保護者の世代であったりとか、そのさらに上の世代も、当時のことを振り返ったり、家に持って帰って、そんな話をしてみたり、小学生のある学年が、継続的にそれをやっていただければ、埋もれてしまっているような昔の出来事であるとか、例えば、下外城田小学校であれば、百間バネのことであるとか、そういった歴史を引き続いて継承していくことができるのかなというふうに思っているんです。

ただ、これは現場の先生たちのご苦労や、児童や生徒の学習の妨げになってはいけないと思うんですが、その妨げにならない程度の脚本であるとか、そういった簡易的なものを作っていただいて、継承していただけたらなというふうに、私個人は思っています。

それでは次の質問です。

郷土学習というのは、どうしても学習の継続や教育の容易性から、小・中学生が対象と、偏りやすいというような認識を受けています。

しかしながら、郷土学習の意義から考えると、一般の町民の方にも、再確認や再発見の意味を込めて必要なんではないかというふうに思っています。

そこで、質問なんですが、学校教育以外での郷土学習の推進についてというところで、子供たちだけではなくて、一般の町民が郷土を学ぶ機会を増やすための取組が行われているか。具体的な事例ともし計画等があれば、そちらも伺います。

○副議長（前川 さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

一般の方々への郷土学習と、郷土を学ぶ機会ということですが、多くは玉城町の自然、歴史、文化の紹介などということになると思います。

例えば現在、村山龍平記念館では、常設展で玉城の歴史を知るなどを行い、紹介をしております。また、その時々で、特別展を開いたり、昨年度は、玉城語り部養成講座等を開いたりしております。また、町内の文化財や史跡の紹介などもしているというような具合です。

今後はということなんですけれども、今現在計画されていることだと、2月に生涯学習講座として、深掘り田丸城！～県指定史跡70周年とこれからと～というようなことを予定しておりますし、また、石垣の解体工事などにおいては、現地説明会を開く予定をしております。

そのほかに、その時々で特別展を開催したり、また、発掘調査等があれば、そういうような現地説明会なども行って、一般の方々に郷土を学ぶ機会を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 前出の議員さんにもお伝えをいたしましたんですが、直近でいいますと、こちらのFDG、フィールドディスカバリーゲームというのを実施をさせていただきました。

これは、地域の片隅にひっそりというか、あるようなほこらであったりお社、それからお地蔵さん、こういったものにフォーカスをして、スポーツをしながら歩いて写真を撮っていくと、特典がたまりまして、それを順位づけして楽しみましょうというようなことで、これは子供から大人まで楽しめるというふうなことでございまして、今回、熊野古道の20周年を記念いたしまして、実施をさせていただきました。

こういったところで、地域の新たな発見をしていただくというのが1つあるのと、それから、各在所のほうで、私どもが今、TMK、たまきでTMKなんですけど、未来デザイン事業というのを、皇學館大学さんと一緒に進めておりまして、昨年までのお話ですと、例えばどこどこ地区さんに行きまして、子供さんたちと、おじいちゃん、おばあちゃんもいいんですけれども、集まっていたいて、地域の模型を作るんです、一緒に。

等高線沿って、発泡スチロールで形を作りまして、上から映像を当てますと、立体的に見えるというようなのがあって、そこを地域の人が、昔は防災はこんなことをしottaよとか、昔ここで、爪ようじを刺していきますと、ここにマツタケがあったよとか、ここは昔、カブトムシが捕れたんだというようなお話をしながら、地域の子供たちとは、そうなんという話だったりとかというのを楽しく、私どもも同じ郷土学習というあまり堅さにこだわらずに、地域のことをよく知っていただくということで、ひいては、また戻ってきていただくというようなことにつながればということで、こういったいろいろなことをやっていますし、今度来週やるんですけれども、これは別の地区でやるのが、このフィールドディスカバリーの地元版というのを、子供たちがスポットを決めに行くんです。

それを換えっこして、では、それで得点を競いましょうというふうなのを、これは鳥羽商船さんと皇學館大学さんと一緒になりまして、鳥羽商船さんがそういうシステムがつくれるという、題材にもしていただいておりますので、そういう体験をしながらひとりでの、郷土学習というのはあまり表に出さずに、楽しみながら郷土を知っていただくというような取組も、今現在進めているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 私の知らないところで、様々な取組が行われていて、先ほどのほ

かの方の一般質問であったまさにフィールドディスカバリーゲーム、早速実はアプリを入れさせていただいているんですが、やはり郷土学習というふうにどうしてもしてしまうと、楽しさとかというのは伝わりづらいかなと思うんですが、楽しい活動の中に、自然と郷土学習の内容が含まれているというのは、すごく画期的でいい事業なのかなというふうに思った次第です。引き続き、こういった内容をどんどん継続していただければというふうに思います。

答弁にあった内容のほかにも、町内には昔ながらの踊りであるとか、伝統芸能を広げるような活動をされているという方もあるようです。

こういった方々への補助や推進事業というのは、何かあるでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） こちら伝統文化ということに限らず、皆さんのおやりになりたいこと、実現したいことを後押ししましょうというようなことを目的に、共働補助金というのを私どものほうで持っております、これが20万あります。

ただ、1割は自己負担で、自己資金でお願いしますねというルールはつくんですが、20万を上限に補助をさせていただくというような制度がございます、ただ、これは団体をつくっていただく。

どうしても、個人への補助というのが、なかなか私どもも好ましくないと思っておりますので、グループをつくっていただいて、そこに対して活動するというのであれば、予算の範囲において補助させていただくという制度がございます。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。

そういった事業というのを、例えば周知をしていただいて、郷土学習に関する、一般町民に対するフィールドディスカバリーゲームであるとか、そういった内容も周知が大事だと思うんです。

周知をして補助をするとなると、今度はこちら側の背中を押し過ぎると、独り立ちできなくなってしまうとかという話を、前、担当課長さんからお話を伺ったことがあるんですが、地域地域でこういった活動があるよというのは、アンテナを高くして情報収集をしていただいて、距離感を保ちながら適切な適度なサポートをしていただけたらいいかなというふうに思います。

これまで、郷土学習についていろいろとお話をしてきたんですが、次の質問です。

学校教育や一般町民の郷土学習推進に当たって、問題や課題となる事項があれば、その解決策も併せて伺いたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

郷土学習の推進に当たっての課題ということになるわけなんですけれども、学校教育

においては、先ほどから述べさせてもらっている中にも出てきているわけなんですけれども、やはり課題は、その教材の発掘とそれを授業化にしていくというところかなと。それと、時間確保ということになってくると思います。

教材については、先ほども紹介させてもらいました教育委員会でのこの「わたしたちの玉城町」の改訂時、教科書が変わるごとに変えているわけなんですけれども、こういう改訂時に、内容をどのように更新していくか。または、各学校に様々な情報提供をどのようにしていくかということ、そして、それをどのようにして授業へつなげていくかということを考えることだと思っております。

また、時間確保は、先ほどからも述べさせてもらっているように、学校には任せているわけなんですけれども、郷土学習の時間というのがありませんので、教科横断的に各学校で捉えていただいて、進めてもらうということを説明していきたいなと思っております。

一般の方々の郷土学習の推進の課題というのは、教育委員会の社会教育のところを見るとよく思うんですけれども、町内には本当に多くの文化財がたくさんあります。ですから、その整理や整備がなかなか進められていない部分もありますので、解決策としては、専門家や町民の方々をはじめ、多くの方々の支援やお手伝いをどのようにしていただくかというのが重要になってくるかなと思っております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 私どもの一般向けというところでの課題については、まず1つは、参加者の問題というのがありまして、事業を推進していく中で、小学生あたりぐらいまで参加いただけるということなんです、高学年から中学生になってきますと、塾があったりクラブがあったり、また、そもそも多感な時期に入ってしまうので、なかなかそういった場に出るのがおっくうになってくるというようなこともあって、そのあたりの参加者の取り込みというのが非常に難しいなと感じておるところでございます。

また、先ほど申し上げた子供さんとおじいちゃん、おばあちゃんというのは、セットで来ていただいたりするんですけども、その中間層のお父さん、お母さん方の年代の方々というの、少し少ないかなというふうなことがありまして、それを解決する一つというのが、何か興味のあるものとくっつけるというのが、非常に効率がいいのかなというふうな話で、こういう歩くとか走るとか、また健康とか、何かのところにくっつけながら、町のよさ、町の魅力というのをPRをしていきたいということで、事業を実施したところでもありますし、またこれをずっと考え続けていかないといけないなと思っておりますけれども、いろいろな形で玉城町の歴史文化、魅力をお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 問題点であるとか、課題であるとかというところを、しっかりと分析をされていて、それに基づいて行政を進めていただいているというところを、認識をいたしました。

ここまで、郷土学習の必要性であるとか、問題点とか課題とかというところについて答弁をいただいていたんですけども、最後の質問として文化財の指定、史跡、郷土資料の整備等の今後の展望についてというところで質問させていただきます。

新たな文化財の開拓や当町の歴史を現在に伝える重要な史跡、郷土資料の整備、歴史や文化を継承していくための取組について、どのように推進していくのか。また、町民の意見や希望をどのように反映していくのか。今後の展望を町長に伺いたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今おっしゃっておられました具体的な文化財の指定、それから、郷土資料、そうしたところにつきましては、当然、所管する教育委員会でそういうところを改めて整備をしてほしいと、所管で責任を持って進めていただきたいと、こんなふうに思っています。

それで、ご質問を聞かせていただきながら、玉城町としてのまちづくりの私は基本やというふうに前から思っておるんです。郷土を愛することを、郷土を知することを。郷土学習というのは基本だと思っています。

こういうことも、以前コンサルに多額の費用をかけまして、いろいろな検討をして、現在も取組を少しずつ進めておるとい状況でございますけれども、やはり玉城の人々が玉城のことを知る。そして、知れば知るほど、町に対する愛着が生まれると、こういうことであります。

そして、愛着がまた町への誇りになるんですね。そして、誇りに思えば思うほど、もっとよくしていこうという行動に移っていくと、こういうふうに思っています。これは今日まで、玉城町をつくり上げていただいた皆さん方の先人の人の気持ちも全く一緒やと思っています。

ですから、まちづくりの基本やと思っておるんです。町を知る、そして、町を愛する、誇りに思う。これを次の世代の子供たちにしっかり伝えていく。もちろん大人の皆さん方もその点を示していく。こういうことで、町として持続発展をしていくということになっていくと、私は信じておるわけであります。

このことを強化をしていくと。そのためには具体的に、ご承知いただいておりますけれども、玉城町の6次総合計画、あるいは、第2期のまち・ひと・しごとの創生の戦略、これにも具体的に掲げておるんです。そして、具体的に毎年外部の委員さんの評価もいただいております、ABCDで。

そういうところで、まだ不足のところがございます。これを強力に前進していかなあかんと、こんなふうには思っています。

先般も、あるいはその前も、いろいろな機会に申し上げておりますけれども、区長会で申し上げたのが、あの正月に発生した石川県能登半島地震。それで、馳知事が、石川県が何をこれから大事にしていくかというのは、1番、2番は、災害の復旧というのは当たり前のことですけれども、次に掲げたのがコミュニティの再建、その次に掲げたのが学びの環境を整えていく、これは創造的復興プランということで。これは、石川県だけではなくて、先般たしか東京で全国のこれからの防災対策の東日本の被害に遭いました宮城県の村井知事からも、お話を掲げておられましたですけれども。

一番大事なのは、災害で亡くなった、建物倒壊で亡くなった人より、その後の心身の負担で亡くなった人のほうが増えておるんですね。ですから、心の復興というふうなことをもう一度大事にしていくと。その心の復興の中には、やはり職員も被災地派遣をいたしまして、いろいろな聞き取りをしましたけれども、地域の中での共助、助け合い、支え合い、そういうことでやはり助かったと。それを強化をしていかなければいかんと。

それが最もハードとそしてソフト、これを重要視していくことが、玉城に住んでよかったなど、何かのときに助け合いがあるなど、こういうことになると思いますし、そして、町の持続発展のためには、改めて玉城町のそれぞれの地域、集落の中で、希薄になっておりますところの人のつながりをもう一度大事にしていく。

そのためには、郷土学習、そして、何とか地域を盛り上げていこうという、そういう取組を実践をしていくという。そうでないと、なかなかこの施策は時間がかかっておりますから、これを今後も強化して一層取り組んでいくのが、玉城町として一番重要なことではないかなと、こんなふうに、ご質問を聞かせていただきながら、私自身の考えも述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

本来であれば、政治的中立性の確保の観点から、最後の質問は教育長にするべきだった質問なのかもしれないんですけれども、やはり史跡であるとか、郷土資料の整備といったお金のかかることについては、やはり町行政のトップである町長のお考えを聞く必要があるかなと思ひまして、質問させていただいたんですが、思ったよりもとても熱い答弁をいただきまして、大変恐縮しています。

今後の郷土学習の環境整備に大いに期待をして、結びとさせていただきます。

冒頭お話しさせていただきました郷土学習は、繰り返しになりますけれども、地域の歴史や文化、自然環境を学ぶことで、地域への愛着を深めるだけでなく、知れば知るほど愛着が湧くというお言葉もありましたが、愛着を深めるだけでなく、防災や福祉といった、そして、持続可能なまちづくりに直結する大切な取組であるというふうに考えています。

私たちが、今こうして安全で豊かな暮らしを送ることができているのは、先人たちが

築いてきた努力と偉業のおかげなんではないかなというふうに考えていて、その歩みに感謝をしながら、その思いと今の私たちの思い、これを次世代に伝えていくことというのが、私たちの責務だと考えています。

特に、地域社会のつながりが希薄化する中で、住民一人一人が地域の課題をよく理解していただいて、自分たちの力で解決するという、こういう力が求められています。そして、郷土学習を通じて、子供たちには、自分たちのふるさとに誇りを持っていただいて、将来地域を支える人材として成長してほしいというふうにも、私は願っています。

先人たちの思いを胸に、これからも幅広い世代が学び合って、地域の未来を共に築いていける環境を整えるために、町としての積極的な支援をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（前川 さおり） 以上で、坂本稔記議員の質問は終わりました。

これで本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日12月12日は、一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また提出議案に対する質疑の通告もございませんでしたので、12月12日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川 さおり） 異議なしと認め、12月12日は休会といたします。

暫時休憩します。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時36分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）ないし議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の各議案を議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川 さおり） 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

お諮りします。

議案精査のため、明日12月12日から12月17日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川 さおり） 異議なしと認め、12月12日から12月17日まで休会とすることに決定いたしました。

来る12月18日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、

定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3 時 39 分 散会)